

平成18年 第4回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成18年12月13日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成18年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第142号 由布市農業交流センター条例の制定について
- 日程第2 議案第143号 由布市挾間高齢者等就業支援センター条例の制定について
- 日程第3 議案第144号 由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定について
- 日程第4 議案第145号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第5 議案第146号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第147号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第148号 市道路線の認定について
- 日程第8 議案第149号 大分県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第9 議案第150号 二級河川(津房川)の指定の変更について
- 日程第10 議案第151号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第11 議案第152号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第153号 平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第154号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第155号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第156号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第157号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第142号 由布市農業交流センター条例の制定について
- 日程第2 議案第143号 由布市挾間高齢者等就業支援センター条例の制定について
- 日程第3 議案第144号 由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定について

- 日程第4 議案第145号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第5 議案第146号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第147号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第148号 市道路線の認定について
- 日程第8 議案第149号 大分県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第9 議案第150号 二級河川（津房川）の指定の変更について
- 日程第10 議案第151号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第152号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第153号 平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第154号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第155号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第156号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第157号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 請願について

出席議員（25名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 13番 佐藤 正君  |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 小野二三人君 | 19番 吉村 幸治君 |
| 20番 工藤 安雄君 | 21番 丹生 文雄君 |
| 22番 三重野精二君 | 23番 生野 征平君 |
| 24番 山村 博司君 | 25番 久保 博義君 |



ただいまの出席議員数は25人です。12番、藤柴厚才君より病気入院のため、欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長及び各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

これより、去る12月5日の本会議において上程されました各議案の質疑を行います。

なお、発言につきましては、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

#### 日程第1・議案第142号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、議案第142号由布市農業交流センター条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） おはようございます。議案第142号由布市農業交流センター条例の制定について、お伺いをいたします。

先般の詳細説明の際に指定管理による管理を可能にするための条例の整備を行うということで御説明いただきました。他の、例えば、陣屋市場ですとか、そういった条例と比較したときに管理という条項や利用の許可、利用許可の取り消しといった条項がないんですけども、この辺の経緯について御説明いただきたいと思えます。

それと、2点目といたしまして、休館日という表記、「休日」とかという表記が多いんですけど、何で休館日という表記の仕方なのか、細かいことなんですけど、御説明お願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 2番、高橋議員の質問にお答えをいたします。

管理、利用許可、利用許可の取り消しの条項がないのはなぜかということでございますが、指定管理者制度に移行するまでは委託契約でその施設を利用していたため、その委託契約者に対するの条項であり、指定管理ができる条例の制定が議会の議決を得た後も指定管理者の指定の議決を受ける者が営業していたため、この条例が生きることとなり、18年度9月1日以降については、指定管理者制度に移行しており、施設の管理は直営か指定管理となり、施設にもよるが、当該施設につきましては、利用の許可等はないために条項に上げておりません。管理については、指定管理者との協定書の中に掲げられているということでございます。

それから、7条の表記の仕方、休館日でございますが、前回指定管理者制度に伴う条例の制定を行ってききましたが、その中で休日となっている見出しがあるが、休日とは、土曜日、日曜日及

び法律による国民の祝日を言うため、適切でないと判断しております。これからは休館日の見出しに統一していきたいというふうに思っております。したがって、休日になってるものについては、条例の改正をしていきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 課長、今答弁いただいたんですけど、ちょっと非常にわかりづらいんです。今おっしゃられたのは、今までの委託契約書があると、協定書があるというふうなことなんですけども、それが前提でこういった条例になって、先ほど私が言った管理や利用の許可、利用許可の取り消しといった条項がないということなんですけど、協定書というのは議会の方に御提示いただけますか、今までの経緯がわからないとなかなか、何でこのような条例になったのかなというのがはっきりしないものですから、それも含めて、ちょっと今の説明だけでは私も理解がしにくかったものですから、協定書というのをぜひ御提示いただきたいと思います。

それもう一回答弁いただきたいのと、こんなことを言うと8番議員さんと同じじゃないかということと言われるんですけど、ほかのところを見ると大体、（笑声）施設の休館日を次のように定めるとして何曜日、その下にただしというふうなただし書きがつくんですけど、ただし書きが最初に来てるので、この辺もきちっと統一された方がいいんじゃないかなということは御提案申し上げます。資料についてはちょっと御提示いただけるかどうか、再度答弁お願いします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 協定書につきましては、案ができました段階で御提示申し上げたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） まだ協定書、今までの管理委託内容がどのようなものであったのかというのを示した書類というものがあるんだなと私は今理解したんですけど、そうではないわけなんですか。あればそれをきちっと提示していただいて、それがあったので、こういうふうな条例の内容になりましたと。今までの契約の内容を示す書類を御提示いただきたい。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 御提示いたします。はい。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 はい。

次に、21番、丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 21番、丹生でございます。二、三、質問をさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） マイクを近づけてください。

議員（21番 丹生 文雄君） はい。由布市農業交流センター条例の制定について、提案理由

の説明でちょっと私、聞き漏らしたと思うんですが、これはどこを示すのか、もう一度お願いします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 21番、丹生議員にお答えいたします。

大分川の管理棟として発足をしておりまして、途中管理棟を改修をいたしまして、地域振興のために川の駅組合と賃貸契約を結びまして営業開始、（発言する者あり）挾間町鬼崎、通称同尻という位置です。

議長（後藤 憲次君） 丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） それじゃこの施設は私が議員になってすぐだったと思うんですが、川の駅、そして、発足したところと理解してよろしいですか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） そうです。

議長（後藤 憲次君） 丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 昨日でしたが、これについてこの施設はどのようになっているのかということをお聞きをしたかったんですが、先般同僚議員から質問があつてお聞きをしましたが、非常に市民の方から関心を寄せられた物件だったと思うんですが、最初は華々しく開店してにぎわっておったようですけども、そのうちその施設がどうなったかというようなことで、大変みんなが心配をしておりました。同僚議員の質問によりまして、6月に閉鎖を決定したということですが、非常に皆さん関心があることでもございますし、うやむやのうちに閉鎖をしてもらっては大変不信感を抱くばかりだと思います。それで、そのときのいわゆる議事録があれば、私たちに公開をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 議事録は川の駅組合の方にあると思います。行政の方にはその議事録は提出をしてもらっておりません。

議長（後藤 憲次君） 丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 行政の方になれば、そちらの方に申し出て、ひとつ議会の方に議事録をぜひ提示してもらいたいというふうに思います。というのはやはりこういう事業に対しては、我々取り組んでいただくのは大変結構なことだと思います。

しかしながら、事業をやったは、ああ、あれは失敗したのかなということで、そのままずるずる引っぱり張って行って、市民に非常に不信感を抱くことになりかねないと思います。というのも閉鎖して2年、3年にもなろうと思いますが、皆さんお気づきだと思います。挾間大橋のところに看板がかかっております。「川の駅はさま お食事処 定食 うどん そば 小宴会承

ります」、こういうことがずっと平気でそのままなっておりますけども、非常に市民の皆様には不信感を抱くと思います。そういうことで、ぜひ議会の方にその議事録を御提示願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 川の駅組合の方に要望をしていただきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 はい。

次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 3点お聞きします。

きのうの9番議員さんが一般質問で詳しく経緯をただしていただいて非常によくわかったのですが、それをもとに聞きます。

まず1点目は、きのう議員さんが質問のときに確認を、念押しをされてましたけれども、指定管理者に出すのは公募をするということでもいいのかという確認が1点。

それから、2点目は、設置条例をつくるのを忘れていたというような御答弁がきのうありましたけれども、今じゃどういうふうな扱いになっているのか、行政財産にしてあるのか普通財産にしてあるのか、あるいは、もしそういう扱いにしてあるのであれば、公有財産の管理台帳なんかこういうものは載ってなかったのかどうかということが2点目。

それから、3点目は、今後、当初の出資者の方が財産権を請求することはないという確認の一文をいただいたというふうに御説明されてましたけれども、これは出資者全員の確認をいただいているのか、もし確認、一文いただいているのであれば、その書類を個人情報保護に、規定に当たらない範囲内で議会にも提出していただけるかどうかという3点をお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 指定管理者に移行した場合、公募するかでございますが、公募をいたします。

次に、台帳でございますけれども、これにつきましては総務課の方から 契約管理課で調査をした結果、普通財産ということで、帳簿の方に載っております。

それから、川の駅の全員の皆さんから文書をいただいているかということでございますが、代表者から文書をいただいておりますので、議会の方に提示をいたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 1点だけ、普通財産として台帳に載せたのはいつ付で載せてあるんですか。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。1番議員にお答えいたします。

挾間町の時点で、町有地というのと施設を整備したときにしていると私は判断しています。

ただ、その時点で設置条例を設置しておれば、行政財産という取り扱いになっていたのではなからうかと思いますが、その手続ができてなかったということで、現在まで普通財産ということで取り扱っているものと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 はい。

以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 平成16年に閉鎖したということですが、この時点で事実上、普通であれば倒産というふうに考えていいんじゃないかと思うんですが、そうすれば県からの補助金等をいただいている事業実施ということで、県への返還、補助助成金、返還ということは起こらないんでしょうか、その辺ちょっと確認したいんですが。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 吉村議員にお答えいたします。

地域振興のために補助金をいただいております。県とも協議をいたしまして、そういう地域振興のために後を続いていくということであるならば、返還はしなくてよいという見解をいただいております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） その辺をやはりきちっとしておかないと、目的外使用とかいう部分で、県から後から返還命令等が出るおそれがあるので、それはないと、返還は県からないということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 佐藤です。我が観光経済常任委員会で内容については審議をしなきゃならないと思っておりますけれども、1点だけ、条例でちょっと大きな欠落があるように思っておりますから、ちょっとお聞きをします。

第10条の損害賠償でございます。この条項の中に指定管理者だけが損害賠償をする、当然使用者、利用者がという条項は入れなきゃ悪いんじゃないかならうかと思っておりますが、その見解を聞かせてください。（「次のにあるな」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。5番議員にお答えします。

少し長くなるかもしれませんが、お許しをお願いしたいと思います。これを行政財産として設置条例を制定をしてませんでした。これは課長の方からる説明があったと思うんですが、大分

川の河川プールを県が作りました。そのときに条件として駐車場とその管理棟をつくれということで、挾間町の方が駐車場と管理棟を作りしました。管理棟、今は見ばえがいいんですが、以前は救急用の倉庫と、それから、トイレ、それから、上の監視棟だけでした。そういうことで、私たちの考えとしては、設置条例につきましては第三者に対抗するためにつくるものが設置条例だというふうに考えてます。それは貸し出しをして、もし貸し出し条件のとおりしてくれなかったときに、被害をこうむったときにどうするかとか、貸し出す時間はどうするかとか、料金はどうするかというものを設置条例の中で定めて、そして、それを行政財産としております。

そういう中で、やはり設置条例はつくらなければならなかったと思うんですが、その点については私たちの落ち度だったということは間違いありません。そういう中で、あそこを指定管理の場合については貸し出しをいたしますが、それ以外については普通の公民館や、例えば、未来館みたいに貸し出しということが考えておりません。そういうことで、第10条については、指定管理の中で損害をこうむったときの損害補償費になってるといふぐあいに御理解願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 内容は詳しく委員会の中で聞きますが、就業者、143号の部分、損害賠償、第10条は、利用者という部分もあると思うんです、当然使用する。今先ほど部長言われましたように、ありませんけども、そういう指定管理者でそういうあれがないと言いながら、私は143号と同じような状況じゃないかと思ってるんですが、違うんですかね。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 5番議員にお答えします。

高齢者就業支援センター条例につきましては、今回指定管理に出すための指定管理の要綱を追加をしたものでございます。あそこにつきましては、第三者に常に貸し出しをするために設置条例といいますが、先ほど言いましたように貸し出し時間とか、そういうものがすべて条例の中に入れなければならない。交流センターにつきましては、指定管理を行うときは貸し出しをするんですが、それ以外には倉庫やトイレですから、第三者に貸し出すことはありませんので、高齢者就業支援センターとは少し、同じ建物ですが、目的が異なるんじゃないかというように思ってます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） ちょっとくどいようですが、駐車場とかは利用するんじゃないかと思ってるんですが、そういうときにそういう自動車なんかでバックとか何とかした場合、そういう施設に損害を与える可能性はないんですかね。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 5番議員にお答えします。

今私が言いましたように貸し出しとか、じゃトイレをだれかが来て壊したと、それに対して損害賠償を求められるかといったら、なかなかそういうのはできないんじゃないかと。本当はその人が見つければ、もちろんそれはその条例の中で損害賠償を負うということをうたってなくても当たり前前の状況だと思ってます。

そういうことで、交流センターにつきましては貸し出しをしないと、設置条例については第三者に対する対抗措置といいますか、そういうものという判断をしています。少し説明が不足かと思うんですけど、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 地元におりながら、いつも余り地元の方にそういった話が余りないので、私たちは客観的にしか川の駅を見てないんですが、こういったときに地元の区長さんなりとか何か、そういったことで相談したりすることあるんでしょうか。

こういう施設が、そして、最初管理棟だった場合のときはいいんですが、管理棟にしても、あの当時ごみが散らかるとか、トイレの掃除、ある個人の方がボランティアでしておりましたが、それから、川の駅になって、ああいう状態になってからはトイレとかは借りてる人がしてくれたのでよかったんですが、非常にお昼休みとか、結構車も多いし、あの辺はいい休憩所になってるんです。今回こういうふうにして変わってはいくんですが、地元の人たちの協力なしでこういうことがあっていいのかなというのちょっと気になるんですが、その辺どうなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 田中議員にお答えいたします。

川の駅ができる時点は地元の向原と同尻の区長さんとも協議をしながら、これをやってきました。今後もやっぱり地元あつての施設というふうに認識をしておりますし、地元の区長さんとはお話をしながらしていきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 事業が順調にいけばそうでもないんですが、こういうふうにか余りよくわからないところでいろんなことが起こると、地元にとっては非常にせつかくいい場所にありながら、何となく被害をこうむってるのは地元ではないかなという気もしますので、その辺は充分区長さんなりとも相談していただきたいと思います。その点よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 15番、佐藤。先ほど課長の答弁の中で公募するというので、もう一度確認しますが、いいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかに。佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 公募をするということになりますと、今何か若干工事も何か進んでいるにはお聞きをしてるんですけども、その辺のところの整合性というのはどうなるんでしょうかね。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 今由布そば振興会というところに貸し出しはしております。工事を若干やっておりますけれども、こういう指定管理者制度に移行するわけですから、公募をして、今行ってる人も含めまして要望地が出てこようというふうに思っております。すべて公募の中で精査をして、指定管理者の委員の御意見を聞きたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 今現在、管理者となるべく候補の方との話し合いの中で工事が進められているということで理解していいんでしょうか、そうした場合にじゃ公募というのはどういう位置になるのか。公募をして、業者が選定して、そして、もともとの問題は、このあれは全員協議会で話がありまして、また詳しく説明をすると、そして、説明をした後で候補者、今どうなってるかという様子を知らせてくれるというふうに全員協議会ではお話をしていたと思うんです。

だから、それまでにまだ今議員各位、同僚議員がいろいろな質問をしましたが、ほとんどそういう説明がなされてない中で、今度の設置条例がぼんと上がってきたわけです。だから、こういうこと事態が私はちょっと筋的に通る話と通らない話というのはやはりあるんじゃないかなというふうに理解をしてるんですけど、その辺の見解をお答え願います。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 15番議員の御質問にお答えいたします。

確かに先般のさきの議会の最終日に、全員協議会で川の駅の後の管理、それから、運営等について農政課の方で検討して結果、後を引き継いでいく事業者ということで御説明を申し上げました。

ただ、そのときには内容的に十分な説明ができないということで、議員御指摘のように後に後日詳細な説明をいたしますということで御理解いただいたところですが、その後言われるように説明がないままに今回の議案の提案というようなことになったこと、これまでの不手際について深くおわびをいたします。

あの時点におきまして事業者と川の駅の方からの十分な資料というものがまだ提出されていないというような状況の中でそのままになっていたということでございますが、今改造の話もありましたが、御指摘のように一部床の改造をしたという話を聞いております。これについては川の駅からの後の事業者が施設の運営をしていく中で、営業していく中で利用者に対しての安全性を確

保するために最小限の改造をしたという話は伺っております。

そうということで、今回由布市農業交流センターの条例に基づいて指定管理を公募で行っていくということについては、条例制定後の作業といたしまして公募しながら、指定管理者の選定委員会等に諮りながら協議をしていきたいと思っております。それについては、指定管理の指定については3月議会ということになるかと思いますが、実際の運営については4月からの運営ということになるかと思いますが、御理解をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） だから、先ほどお聞きしましたように、もう既に床の工事をしたと。それは、要するに、この後引き継ぐであろう方のお金の方でやったわけですね、工事は。行政がやったわけじゃないんでしょ。そこのところをお聞きしたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 行政がやった工事ではございません。引き継ぐであろう人がした工事です。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） それじゃそこに、それじゃ私 子供でもわかるんですけども、はっきり言いまして公募をしましょう、公募する前に引き継ぐであろう方が工事を既にやりました。このことはちょっと非常にどこのどなたに話しても筋が通らんような話と、私はそう理解するんですけど、（「それは皆通らんわ」と呼ぶ者あり）どうでしょうか。（「談合になるよ、談合に」と呼ぶ者あり）そして、私ははっきり言いまして、この次するであろう方 私は地元の中の地元議員です。

がしかし、私は地元の人とは何回も会いますが、何一つそういう話も聞いておりませんし、だから、そういうことで地域の目的であります農村の交流の場の提供ということに果たして本当につながっていくのか。これは営利団体で、ただそばを始めて、そこでお金をもうけて、一つの業者として見るのが私は当然だと思えます。そこに行政がもう既に公募もしない、公募はしますけれども、もう既に決まってる、99%決まってるような話の中で事が進んでいくということは、私はあってはならない問題ではないかなというふうに思います。もう一度部長お願いします。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） ただいま農政課長の方から「引き継ぐであろう」という言葉がありました。これは間違いでございまして、公募をする時点では応募者すべて横一線という形で選定をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） いや、それが部長、もう一度お聞きするんですけど、横一線の公募は、それは言葉はいいですけど、もう既に、だけど、ほんなら業者の出資で、今床を工事したということはほんならどこに置かなならんのですか、その問題は。（「ちょっと休憩とって。ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

私は、じゃけえはっきり言いましてこのあれは取り下げをしていただきたいというふうに私は考えております。

議長（後藤 憲次君） 休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前11時14分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。大変長い時間休憩をとっていただきまして、大変申しわけないと思っております。この件につきましては御質問のあったことを踏まえて時系列に整理をいたしまして、報告書という形で上げらせていただきたいと思っております。ぜひ常任委員会、全協の中でその分を御審議お願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

. . .

## 日程第2・議案第143号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、議案第143号由布市挾間高齢者等就業支援センター条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に許可をします。

まず、21番、丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 丹生でございます。1点だけ質問をさせていただきます。

この中で、「由布市挾間高齢者等就業支援センター条例（平成17年条例132号）の全部を改正する」というふうにならわれておりました。指定管理者制度に移行するというのは十分理解できるんですが、この支援センター等の内容がわからない人が多分多数だと思います。いつごろ設置されて、事業の目的、これにどのような事業を実施してきたのか、簡単に説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。お尋ねの件でございますけども、高齢者就業支援センターにつきましては、平成13年の4月1日に設置をしてございます。目的といたしましては、高齢者が経験を生かして生きがいを持って地域で活動していくことを支援するための施設ということでございます。

事業内容でございますけども、パソコンなどの技術取得のための講習会または研修会を実施しております。就業に関する情報の提供、就業指導などを実施しております。それともう一つ、この施設を利用いたしましてシルバー人材センターの事務所として事務を通常行っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） この条例を提出したことによって指定管理を可能にするということなんですが、これは実際金銭を扱わないし、収益ありませんけども、これを指定管理者に出して成り立っていくのでしょうか、お伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） これは後ほど議員さんからも御質問ございましたけども、この施設についてですが、議員さん今おっしゃいましたように利潤を追求する施設ではございません。それで、この施設を受けるであろう指定管理者と事業内容を検討いたしまして、計画書なり資金の収支なりを出してもらって検討したいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 指定管理を受ける業者、多分腹案があるんだと思いますけれども、かなり受けるところが非常にしっかりしてないと、これまた中途半端な指定管理になるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は十分また受け皿ができるような体制づくりをしっかりしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の御答弁を聞いてますと、受けるであろう管理者と協議するということは、これは公募ではなくて、公募するのかわからないのか、教えてください。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 公募の予定はございません。指定を、指名をしたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 差し支えなければ、指名をしようと思ってる団体はどこでしょう

か。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 先ほど申しましたように、この施設内に事務所を設置しているシルバー人材センターをお願いをしようというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 公募しない場合でも、これは指定管理者選定委員会にかけるんですか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 今までの事例ではかけているということでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 指定管理者制度の意味をどういうふうに考えていらっしゃるのか、私よくわかりませんが、公募することの意味としないことの意味がはっきりこういうときに言っていたかないとわからないので、公募しなくても選定委員会にかけるのであれば、選定委員会の中でその対象者をどういうふうに評価するのか。今ほかの同僚議員も言われましたけれども、対象者の評価というものもきちんと報告していただきたいというふうに思いますが。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） シルバー人材センター、先ほど申しましたが、高齢者就業支援センターが13年の4月に設置いたしております。シルバー人材センターが13年の10月に立ち上げておりますので、過去の実績、そういうもの、それと、高齢者就業支援センターが県下ではほとんどのところがシルバー人材センターが指定を受けているということで、そういうふうな実績を踏まえてシルバーさんの方をお願いをしたいというふうな考えでおります。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん、もう一回。

議員（1番 小林華弥子君） いいです。質問じゃないんですけれども、確認の意味で、課長はそう思っていらっしゃるかもしれませんが、きちんと選定委員会にかけてその団体を評価するのであれば、どういう基準で、どういう評価をしたのかという報告をいただきたいということです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番です。これは旧挾間町にあった分ですかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）と思うんですけども、今度3町合併して、これは旧庄内町、湯布院町にもシルバー人材センター、やはり広く広めていくべきだと思うし、また、高齢者の生きがい対策としても優秀な技能を持った高齢者いらっしゃると思うので、登録なんかも挾間と限定しなくて、この字をのけたセンター条例にかえるという考えはないですか。全市に広めるような人材セ

ンター、支援センター、そういう考えないのかどうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） この施設の名称は国庫が入っておりますので、由布市ということで、由布市の挟間の高齢者就業支援センターということです。この中に人材支援センターが事務所を借りておるということで、今シルバーの方は由布市のシルバー人材センターということになっております。挟間というのはついておりません。

議員（19番 吉村 幸治君） 了解。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 課長にお伺いしますが、シルバー人材センターというのは大分県の中でどういう市町村がやられておられるか、お聞きをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 大分市が持っているということはわかっておりますが、あとのところはちょっとわかりませんので、後ほど調べまして資料を提供いたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 大分県では、やられてないところは3町1村のみでございます。あとの市は杵築がありますけども、（笑声）そういうとこが持ってるんです。そういうとこで、課長しっかりひとつ、（笑声）覚えておってください。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 以上で質疑を終わります。

### 日程第3．議案第144号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、議案第144号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これと147号と関連してなのですが、ちょっとよくわからないんですけども、まずシンプルに、なぜこれを今回行政財産として管理するのか、教えてください。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

この歴史民俗資料館は、平成4年3月に完成いたしまして、4月1日からオープンしております。この時期に資料館についてということで展示公開、この中には小学校3、4年生から一般に

広く公開するというので、それと、文化財の保護、保存に当たるということで、こういうのを一つ目的としておりますので、それで、その年から教育委員会部局の方に管理運営規程を設けております。それで、今回陣屋の村施設が指定管理者制度を導入いたしましたので、今回新たに教育委員会で条例を設けて、教育委員会で管理運営をしていくということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっとよくわからないんですけど、今まではじゃ管理運営規則を使って教育委員会がやってたんですね。今までは行政財産じゃなかったんですか。今は提案理由で、これを市の行政財産として管理するためって言われてましたけど、今まではじゃどういう扱いをしてたんですか。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 先ほど言いましたように管理運営規程で、教育委員会の方で管理運営をしてきてました。それで、市の財産ということでございます。

議長（後藤 憲次君） いいの。（「ようわからん」と呼ぶ者あり）農政課長。

農政課長（平野 直人君） 陣屋の村の歴史資料館は行政財産で管理しております。

議長（後藤 憲次君） 部長何かある。総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 1番議員にお答えをします。

先ほど147号の件が出ましたが、歴史民俗資料館につきましては陣屋の施設の中の一部として管理をいたしておりました。それで、その中に147号を開いていただいたらわかると思うんですが、中門記念館とかドリーム館、それから、その中に歴史資料館ということで、ここで管理設置条例をつくっておりました。それを陣屋の村自体が指定管理に移りましたので、今回条例整備をいたしまして、歴史民俗資料館については他の施設とは異なって指定管理に出しておりませんので、独立させて条例を制定させていただきました。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） まとめると、今まで行政財産で、陣屋の村の管理と一緒にしていたものを別にするために設けたというのはわかるんですけど、じゃ率直に何でこれ指定管理者に出したときにこういう整備をきちんと一緒にやらなかったんですか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 本当に申しわけありません。その時点で精査すればよかったと思っております。歴史資料館が残ってましたものですから、今回新たに陣屋の村の条例の中から外して、新たにつくりたいということでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。小林華弥子さん。

議員（１番 小林華弥子君） さっきの話とも共通するんですけど、指定管理者に出す前にきちんと、これは当初から歴史資料館の部分は指定管理者に出すつもりはないことははっきりしてたんですよね、教育委員会がずっとやってて。であれば、その当時条例改正案もつくって、指定管理者に出すための設置条例もつくり直してますので、そういうときにどうして、気がつかなかったということはある得ないと思うんです。それをほっときましたということでは、そもそも私はどうしてこういう事態が起きるのかわからないんですけど、何で今、後から気づいたんですか、これは。そこら辺はどういうふうに指定管理者に移行するための条例の整備を、これはあれですか、それぞれの担当課がそれぞれの条例を扱ってこういうふうにつくってるんですか、それとも指定管理者制度そのものを扱う、これはどこですか、行財政改革室ですか、そういうところでこういうものを一括して、いろんなほかの条例と整合させるような作業は行ってないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 指定管理者制度に移行する際の条例整備につきましては、基本的には現課でそれぞれつくっていただいております。

ただ、統一的な条文とか、そういった最低こういう条文を入れなければならないとか、統一したものについては、基本的な条文を、ひな形といいますか、そういうものをうちの方で準備しまして、それぞれにお配りして、現課の方で最終的にはつくっていただいております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。（「財産管理のところでしたらいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第４．議案第１４５号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第４、議案第１４５号由布市職員定数条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありますか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 今回消防職員の定数を教育期間中、必要なためということで増員にするということなんですが、さきの一般質問の中で同僚議員が尋ねてましたけれども、現行の装備で、この人数でいいのかということを聞いたときに、充足率として答弁をしてましたようにあります。市長自身も少ないようなことは認めてるけども、とりあえずそれについてどうこうということではできないというふうなことを言っていましたけれども、実際問題、現行の装備で必要な人数というのは一体何人なんですか。

ただ、現行の装備そのものが十分かどうかというようなことについてお答えいただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。現有車両につきましての消防職員の国の定める消防力の整備指針によりますと、115名というふうになっております。充足率で50%弱という数字でございますけども、前日の市長の一般質問の答弁にありましたように、財政がこういうような状況でございますので、ふやしたいけども、ふやせないという状況、それから、先ほど大きく前進したというのは、前年度採用、前倒し採用をしていただいたということにつきましては大きく一歩前進したと、私は認識しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。いいですか。（「まだ答えてない」と呼ぶ者あり）消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。車両と人員の関係でございますけども、今現在、先ほど申しましたように各署所の勤務人員というのは、火事があれば救急が各署所から応援しなければいけないという状況でございます。各消防本部とも充実した人員というのは確保できておりませんが、若干少ないというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 人員については若干じゃなくて半分だから、大分少ないんですけども、装備そのものが、要するに、基準どおりあるのかどうかということについてお答えくださいと。

また、装備に伴う人員というのはあと何人くらいあったら消防力の基準にかなうのかという部分を、きちっと皆さんがわかるように説明していただきたいんですけど。

ついでに言うなら、財政がないから云々かんぬんというのはあなたが言うことじゃなくて、市の財政当局、市長が心配することで、あなたが要らん心配しちゃって、少なくともいいなんていうことを合理化する必要はないんですから、要らんことを言わんように。（笑声）

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 由布市における車両整備状況でございますけども、現在の車両プラスはしご自動車が1台、それから、化学車、いわゆる危険物施設等に対応する化学車が1台ということで、各車両とも1台につき15名が必要になってまいります。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） はしこ車、化学車、 1 台ずつということなんですけれども、はしご車は湯布院と挾間、 2 台必要じゃないんですか。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 基準からいきますと 1 台でございますけども、地域の実情に応じて 1 台追加はできるという規定がありますけども、現時点では全部各市町村も同じですけども、 1 0 0 % 導入している市町村はございませんので、由布市においては現在 1 台が妥当かと思いません。

以上です。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） それも控え目に言ようわけやな。わかった。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第 5 . 議案第 1 4 6 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 5、議案第 1 4 6 号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） ここで人勧に基づいてやる分については 1 1 条 3 項の分でいいんですけども、あと市独自でやる公安職給与表を削除するという点について改めてお尋ねしたいと思います。職員に対する説明も 2 度ほど行って理解を得たというふうな説明だったんですけども、理解のされ方がちょっとこっちに伝わってこないんですけども、ただ一方的にこういうふうにするぞと言って理解したと、こちらは思うというような感じしか受け取れなかったんですけども、そこ辺職員がこれをもら手を挙げて歓迎してるのか、それともこれに対してしびしび理解を示してるのか、そこ辺がリアルにわかるようにお伝えをいただきたいことが 1 点と。

それから、もう一つは、あなたよく理解を示して感心するんですけども、今度の給与明細書を見ましても、課長職、部長職は一般職よりも 1 級下がってるんです。だから、そういうことに非常に財政的にも理解を示すし、そういう差別的な取り扱いに対してもよく理解を示してるみたいなんですけども、そういう公安職の給与をカットすること自体について、その 2 点についてちょっとあなた自身の率直な御意見を伺いたいんですけどね。職員からの意見は、もちろんリアルにわかるように。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。職員の給与についても手を挙げて賛成しておるかとい

うようなお話でございますけども、この話につきましては職員に過去2回ほど、6月と8月にお話をしておりますけども、消防署が発足した当時の50年4月からの話をしております。それというのが、消防署ができた50年の4月1日付では職員の給与の格付というものが公安職でありました。そのときに3歳刻みの1号ずつ上がるというような変則的な格付をやっておりました。それが現在もまだ解消されてないというような状況もございます。

それから、途中で、何年か忘れましたが、行政職をやって初めて次のときに公安職に変えたと。それから、今回の行政職に移行するというような話ですけれども、その話がまだ職員の方にも今まで30数年間、そういう問題も話が出ておりました。今回の改正によりまして職員に一応参集していただいて、こういう状況であるからこういう状況だと。由布市合併を契機に由布市の職員としての給与の一本化を図るというようなことで、我々の給与も現給保障ということでございまして、幾ら公安職の給与表から行政職の給与表に横滑りで格付していただけるということでございますので、職員もその辺については70%から80%は賛成していただいているものと思います。その説明会が、きのうも話しましたように、あす、あさって、2日間、最終的な話し合いをして、職員に最終的な了解をいただくようにしております。

それから、課長職等につきましては1級下がるんじゃないかというような話でございますけども、これも同じように横滑りで格付をしていただいておりますので了解を、いい意味での改定だと私は思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 一般質問では総務部長が格下に位置づけるために消防長を1級下に置いてるんじゃないかというふうに言ったんですけども、総務部長、今消防長の意見を聞いてみると、ほかの人と同じように同等な扱いをするんじゃないかというふうにかなり楽観的に見てるんですけど、その点どうなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えをいたします。

今回の公安職から一般職への切りかえについてですが、1つは、国の俸給制度といいますか、そういう中に一般行政職、それから、公安職、税務職、いろいろあるんですけど、そういうものを勤務の特殊性ということの中で全国的に見ますと、私が調べてる範囲では半分以下だと思っておりますけど、まだ公安職を使ってる消防署がございます。

しかし、大分県につきましては、大分市、由布市を除いて、ほかの別府市を含めて、すべての12市につきましては一般職を使っています。給料表の内容につきましては、私が調査をした段階では、特に初任給部分につきましては、公安職の給料表が相当低い。そして、ある一定のところ

になると、公安職の方が一般行政職より高くなるというような給料表になってます。おしなべてすれば余り差はないんじゃないかというように思ってます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 質問したのは何も聞いちゃらんかったんやね。全然関係ないことをしゃべりようだったみたいですけど、そういうことは全く私触れてもいないし、もともと消防長が皆さん8級にしたやつを7級にしたままでいいのかということを知ってるわけですよ。それはわざと総務部長が、自分が命令しやすいようにそういうふうにしたんじゃないかという、意図があるんじゃないかということを知ってるだけです。答えはそうじゃないと言うじゃろけん、答えは入りませんけれども、（笑声）格付は消防署の職員がいいのは、給与明細書を見たらわかるんです。最初は消防署の職員の方がいいんです。45歳ぐらいになると、今度は逆転するんです。かなり抑えつけられてる。

しかし、その点を大分市なんかは上にずらして、公安職の方をいいようにしてるから、大分市と由布市の公安職の給与を比べたら随分格差が出てるんです。そういう点で、野津原出張所の人にはよかったなと私つくづく思ってるんですけども、由布市に残ってる人たちは今皆さん年をとられてるから、平均が今何十歳ですか、かなり年なので、一般職よりかなり下がってるんです。そういう点で、一般職に対する羨望があるから、こういうふうになった方がいいという思いも70%の部分の方の人にはあるんです。それはその気持ちも率直にわかります。私にしてみれば、むしろ大分市のそういう位置づけでやってもらえれば一番ありがたいんですけども、だから、そういう気持ちもわかるから、ちょっとこっちもむげには言えないんですけども、消防署の職員の実態、あるいは実際の給与の状況をよく把握されて、あす、あさって行われるであろう最後の話し合いも雰囲気も、総務委員長がかつての消防署の職員でもありますから、そういう点では現場の意見をよく把握されて、総務常任委員会で適切な判断を下されることを期待しております。

以上。（発言する者あり）（笑声）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第6・議案第147号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第6、議案第147号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、2番、高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） ２番、高橋です。１４４号と関連してるんですけど、私が１４４号の方では担当常任委員会ですので、あえてこちらの方で御質問させていただきました。先ほど同僚議員が大分私の聞きたいところもついていただきまして御説明いただきましたけど、余り理解はできませんでした。そもそも３月に陣屋の村の施設条例ができて、９月に指定管理者ということで、条例にのっとって協定書を結んで。その協定書の冒頭に「この条例によって協定を結びます」というふうに書いてるんですが、私はてっきり条例の中にあります「施設、駐車場を指定管理が管理する」というふうに書いてるものだから、私はてっきり歴史資料館も指定管理に出されてるものだというふうに、先ほども質問がありましたけど、当然そのようなものだと思ってたんですけど、それは多分前回指定管理のときにそういった詳細な説明が担当課からなかったから、私たちの審議未了というのもある、審議が不足してたという部分もあるんですけど、こういうやり方を今後も続けるのか続けないのか、ちょっと担当課長にお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 本当に指定管理者条例をつくる前にもう少し精査をして条例をつくるべきであったというふうに思っております。そういう点につきましては反省をしております。今後は条例をつくる際には気をつけてやりたいというふうに思います。申しわけございませんでした。

議長（後藤 憲次君） ２番、高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） 本当しっかり反省していただいて、議会の目を欺くような条例の提案の仕方、これ議会軽視につながります。絶対この辺はきっちりと改めて、今後一切こういうことのないようにしていただきたいと思います。

どっちの方で御質問したらいいのかなと思ったんですけど、何でこれ行政財産にして、指定管理ができるような条例の制定の仕方にしなかったのか。これは生涯学習課になるんですかね。今までの経緯も含めて、今までは農政課の方で管理されてた。それを教育委員会部局の方にお渡しするのに、教育委員会が条例つくったんでしょうけども、その辺、なぜ指定管理ができるような条例の制定のようになかったのか、あえてここで行政財産として管理するような条例の仕方をしたのか、その辺のちょっと経緯を。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 歴史資料館につきましては、条例上は陣屋の村の自然活用設置条例の中にあっただけですけれども、本来、旧挾間町時代から生涯学習課の方が嘱託職員を置きながら管理をずっと続けてきたところでございます。同一敷地内ということでもありまして、陣屋に訪れた方々が歴史資料館にも訪れておったわけでもありまして、本来、旧挾間町時代にそういう

もろもろの条例を精査しなければいけなかったことだというふうに思っております。

したがって、今回歴史資料館を除く陣屋の村の施設管理を委託したことから、歴史資料館条例を別に定めたいという考え方でございまして、そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 今までの経緯については一定の理解をいたしましたので、あと条例の内部については当委員会が所管しますので、その中で慎重に審議したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済いません。先ほどの144号のときに一緒に質問した内容だったんですけど、先ほど3回の質疑を終わってしまったので、最後にもう一回だけこの機会をかりて言いたいんですが、農政課長は大いに反省をされるということでしたけれども、特に今回のこれについては農政課が管轄していた陣屋の村の一部をこれは教育委員会が直営でやるから、教育委員会管理の条例に制定をし直したいと。これが当初陣屋の村を指定管理者に出すときにこういう条例整備を両方でやらなきゃいけなかったということだと思うんですけど、そこら辺を、もちろんお互いに気をつけ、それぞれの管轄の中でやるのも大事ですけども、こういうことを複数の課にわたってやる場合にはきちんとそれと総合的に調整する機能が必要だと思うんです。そういう意味で、先ほど行革室長は条文の中身については指導すると言っていましたけど、それだけではなくて、今後含めて全課にわたる総合調整みたいな、指定管理者制度を行うときに各課にわたる条例整備の総合調整みたいなことをすべきだと思うんですけども、行革室長、そういうことをされないですか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えします。

当然複数課にまたがるものについては、うちの方で精査していかなければならないというふうに考えております。それで、うちの方も案ができた場合には当然目を通させていただいております。そういった意味ではうちの方も今回の中で、陣屋の村のときにこの点を見落としてたということもございます。今後は複数課にわたるときには特に気をつけて、その辺の整合性を図っていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりますが、ほかに質疑ありませんか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 私も議案を出すときに、3月の定例会のときに市長に次年度以降きちっとした総合的なシステムをつくるためにも法規係を設置したらどうかと質問したときに、市長はしますと、そういう約束があるんですが、それは来年度きちっと考えられてるか、ちょっと市長にお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 3月の人事異動で、4月から設置をしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第7・議案第148号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、議案第148号市道路線の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。過去町道とかいうものは無償提供等でなかなか名義変更ができてないといいますが、道路台帳に登録をされてない部分が過去あったと思うんですけども、今回の場合、河川にも接しているし、その辺の境界と、あと道路自体が前は農道やったのかどうか、よくわかりませんが、道路自体は個人所有というものは一切ないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。御指摘の道路については、さきの圃場整備事業で新設されました農道でありまして、字図上は白地ということになっております。いわゆる国有地部分でございます。個人名義の土地はありません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 国有地の場合も市道指定ということはできるんですか、相手の国の方に許可をとれば、こういうふうな指定ができるということでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 公図に載ってる字図、いわゆる字図にある里道、水路については、市町村が良好な管理を行うということになっておりますので、指定することについては何ら問題ありません。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） もう一点、ちょっと教えていただきたいんですが、これの起点、終点というのはどういうふうな基準で決めるんでしょうか、ちょっとよくわかりませんが、河川の場合は上流からとかいうのがあるんですけども、こういう場合はどういう基準で。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） それぞれ接続する道路の上位道路、いわゆる県道であれば県道から市道に結ぶというのであれば、県道側が起点になりますし、この場合同じ市道でありますので、どちらからでもいいわけなんですけど、基本的に道路幅員の大きい方から行っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

以上で、通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。3番、立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 課長、ちょっと1点だけ確認なんですけども、私がこれ出したんですけども、農道川北3号線とありますけど、これもともと3号線ですかね。私が思ってるのは2号線であって、これからこれを市道に認定していただくというような思いであったんですけども、川北3号線というのが本当なのかなと思って、2号線じゃなかったのかなと思ってるんですけども。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 川北2号線という路線名は、市道にしての川北2号線でございます。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） はいじゃ農道川北3号線というのは新しく3号線になるんですか、ここは農道川北2号線じゃなかったかなと、私の思い違いかもしれませんけども。（「さっきのが農道2号線ですよ」と呼ぶ者あり）私が思ってるのは、グラウンドの横からずっと、これが全部が農道川北2号線であって、新たに市道川北2号線を市道として認定していただくのかなと思ったんですけども、農道川北3号線となっているので、（発言する者あり）いえいえ、左側にありますよね。（発言する者あり）ええ、これが3号線なのか2号線なのかと、ちょっとつまらん質問なんですけども、新たに3号線というのができたのか、2号線だったのかなと。

議長（後藤 憲次君） 建設課、わかりますか。

建設課長（荻 孝良君） 今地図でお示ししてる着色してる部分、この分はたしか農道川北2号線だと思っております。そして、今度今回の市道の路線名として市道川北2号線ということで明示してございます。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 濟いませぬ。私が思ってたのは、川北3号線と書いてあるのは2号線じゃなかったかと。緑で今書いていただいているのも農道川北2号線だったので、川北3号線も2号線の延長上じゃなかったかなと思ってるんですけども、新たに3号線というのに変更したのかどうかということをおちょっと、私の思い違いかもしれませんが、聞きたかったんです。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 後ほど調べて御報告申し上げます。

議員（3番 立川 剛志君） 濟いませぬ。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

日程第8．議案第149号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、議案第149号大分県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、5番、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。大変お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。非常に高齢者医療費がかかるということの中で、国が医療費制度を変えてきて、こういう連合をつくと、必置義務でありますから、これはいたし方ございませんけれども、同様のことが平成12年の介護保険のときにありました。

したがって、質問をさせていただきます。

職員、恐らく出向じゃなくて、業務援助じゃなくて、内容は援助でしょうが、派遣に係る労使の協議は済んでるのでしょうか。

それから、由布市から何名、どういう年齢層を派遣するのか。

3点目に、派遣する職員の勤務労働条件は関係市町村と同じか。

4点目、派遣される職員の当然その課なりは減になるわけにありますから、住民生活にやはり支障を来たすということで、後補充はどう考えているのか。

それから、2008年からと思いますけれども、今後のスケジュール、設立してどうされていくのか、教えてください。よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。それでは、私の方から佐藤郁夫議員の御質問に対して2点ほど御回答申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、職員派遣に係る労使協議は済んだのかという御質疑でございますけれども、この点につきましては組合の方と協議済みでございます。

それから、あと一点でございますが、派遣された職員の後補充は考えているのかという御質疑でございますけれども、これにつきましては来年の4月の定期異動のときに総合的に検討して、職員が出た後に余り業務の負荷がかからないような調整を慎重に調整してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長です。私から由布市は何人の職員を派遣するのかということについてでございますが、広域連合の設立準備委員会の職員派遣割合計画によりまして、19年度は、由布市は1名が割り当てられております。それから、20年4月に業務が開始されますが、それにおいても1名ということで、19年、20年においては1名ということでございます。

特に、由布市におきましてはどのような職員がということでございますが、由布市におきましては主事クラスということをして、これは準備委員会が定めたものでございまして、これに基づいて出せる出せないとございますので、それはその時点で準備委員会のところで協議していくということになってますし、現時点では、由布市は主事クラスということになってます。

次に、派遣する職員の労働条件は関係市町村と同じなのかということでございますが、これにつきましては、現在、広域連合準備委員会で給与部会というのがあります。その中で協議中でございます。12月25日に市町村への協定書の案として幹事会へ提案するように聞いております。原則的には給料、諸手当、これ時間外を含みますが、それから、共済、公務災害、単身赴任手当を各市町村で、その給料に基づいて各市町村で負担します。そして、年度末におきまして今度議決していただきます規約の中に負担割合というのがありますが、その計算として、負担金として市町村に返すということになります。由布市は1名ですけれども、一番多いところは大分市で、19年は5名、20年は7名というようなことになります。その職員を派遣している給料がありますので、その分を案分して割り戻して市町村へ返すという形になるかと思っております。したがって、市町村の労働条件につきましては、給与関係はそれぞれの市町村でばらばらでございます。

また、職員の割り当てにつきましては、県内全市町村から遠距離通勤者に対してアパートを借りる場合、これ補助を予定しているという聞いております。これも協議中でございます。この案につきましては、金額は5万円か6万円程度予定しているということで、これは決定ではございません。案として出しております。これも先ほどの負担金と一緒に、割り戻して各市町村に後支払いするというところでございます。

それから次に、今後のスケジュールでございますけれども、今回市議会を開催していただいておりますが、この議会で規約の議決をいただきたいと考えております。

次に、19年の1月にこの議決に基づきまして全市が、承認いただけましたら許可申請を知事あてに出すようになっております。19年の1月31日には準備委員会を解散して、広域連合設置に伴う解散でございますが、翌日の19年の2月1日に知事の許可を受けると同時に、広域連合の立ち上げをし、2月1日、同じ日に広域連合の連合長選挙を行うようになっております。今回は日にちがございませんので、各18市町村の市町村長で協議して選挙をするというようなことを聞いております。それから、19年の3月に広域連合の議員選挙、これは由布市におきまし

ては1名ということで割り当てが来ております。これは3月議会において市議会の方で決定していただきたいと考えております。それから、同じく19年の3月、これは議会が終わってすぐ、これ29日、30日ということになるかと思いますが、联合会を開催するということ聞いております。そして、19年の11月の上旬には2回目の連合議会を開催して、保険料等の条例の制定を行い、平成20年の4月に大分県後期高齢者医療制度を施行するという運びになっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。特に、準備委員会は地方公共団体でございませぬから、それぞれ決定事ということは恐らくできません。したがって、それぞれが先ほど御答弁いただきましたように各市町村の決める勤務労働条件含めて使うわけでありませぬけれども、過去通勤手当含めてなかなかうちは出たけども、うちは出らない、全額ですよ。そういう不都合があって、いろいろ過程含めて、そういう職員、当該出された職員が不便をまたそういう形で実費負担したという状況もありますから、ぜひともそういうところはきちっと協議されまして、また、本人の同意を得て派遣をしていただきたいと思っております。答弁は要りませぬ。

議長（後藤 憲次君） はい。

次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。議案第149号大分県後期高齢者医療広域連合の設置についての質問をいたします。

提案理由の中で福祉部長からお聞きしたんですが、今のお答えの中でもわかったんですけども、設置されることによって国保、老人保健制度にどうかかわってくるのかというのを質問通告を出しておりました。手元に1枚制度の創設ということで、平成20年度に向けてということなのでいただいておりますが、このことをより詳しくちょっと説明していただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） ちょっと時間がございませぬけども、ちょっと申し上げますと、この制度といいますのは、75歳以上の後期高齢者について、その心身の特性や生活実態を踏まえて、平成20年度に独立した医療制度を創設するということになっております。

あわせて65歳から74歳の前期高齢者、これ最近はやっておりますけれども、これにつきましては今後日本全国で1,400万人になろうかということでございませぬ。それに対する医療費が増大しますので、それもあわせてここに出ておりますけれども、制度の医療負担の不均衡の調整ということに該当しますけれども、そこに入ってきます。

今回御質問でございませぬけども、前期高齢者でございませぬが、これにつきましては広域連合の

設立ということで、都道府県の区域ごとに広域連合を設立して、保険料決定、賦課の決定、医療費の支給等の事務を行うこととしております。広域連合につきましては、全市町村が加入するというのが、これが主なことでございます。保険者につきましては、広域連合区域内に住所を有する75歳以上の者及び65歳から74歳の寝たきり等とするものでございます。

それでは、皆さんに差し上げております下の方に5と書いてる部分ですけども、現行の老人保健法におきましては、老人保健制度ということを書いております。ここの中に書いてませんが、右の改正後の中をちょっと言いますと、公費が現在50%です。支援と書いております。支援がこれは今は50%になってます。したがって、国保とか被保険者で50%、したがって、本人、75歳以上の保険料等は発生しなかったわけですが、若い人の負担を少しでも和らげるために、このところ公費は50は変わりませんが、支援ということを書いてます。ここは国保と被保険者、これ共済とか、色々なものが入ってきますが、ここを40%にするということです。したがって、75歳以上の高齢者におきましては、10%の保険料が発生すると。この保険料の運用につきましては、現在、国保の方でやっていますが、国保の応益応能のシステムでやっていくということであります。

したがって、次のページを見ていただくとわかるんですが、この下の方に、ここに上の公費5割というのがあります。その下に今高齢者保険料1割とありますが、それと公費、支援金、若者の保険料、これ4割になります。今は4割と1割が足したのを支援ということで受け取れますので、直接には高齢者の方には保険料はありません。これがこのように変わるということです。

そして、左の方の高齢者の保険料1割分におきましては、年金の天引きと口座振替、特別徴収と普通徴収ということでございます。したがって、75歳以上のことについては、国保の方が後期高齢者医療制度になるわけでございます。

右の方になりますと、これ支援金でございますので、0歳から74歳の健保、国保等に入っている方が保険料として出しまして、これ社会保険支払い基金ですか、これを通じて広域圏の方に入ってくるというシステムになっております。

それと、国保のかかわりですけども、現在、後期高齢者につきましては国保の中に賦課の算定のときに家族の世帯主が主でございますので、老人の方、75歳の方がいれば、その方について均等割とか、いろんなことが入っております。これにつきましては、これができる20年からにつきましてはそれが抜けます。したがって、国保の中には若干保険料も下がりますけれども、問題は年をとっての方の方が納税意欲が非常に高いと、自分たちが病気にかかる関係上ですね。そのようなことから、そういう方が抜けるのが一番懸念されております。それにつきましては前期高齢者の中で、保険料の負担の割合を変えようという動きもありますので、それはまだ決定していませんけれども、そういう動きも出ております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 瀧野けさ子さん。

議員（9番 瀧野けさ子君） 要するに、保険料を75歳以上の方は負担が発生してくるということになります。じゃ私ちょっとこんがらだったのが後期高齢者、介護予防では65歳以上のすべての人から見たときに後期高齢者と前期高齢者に分けたわけです。後期高齢者は75歳以上の方はすべての方ということで、おしなべて75歳以上の方は対象者ということですよ。ちょっと私そこが頭がこんがらがってまして、どういうふうになるんだろうというふうにちょっとイメージがわからなかったんですけども、じゃ公費の50%というのは、これはすべての都道府県で県ごとにこれは連合を持つということですから、県の公費ということですか。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） ここに書いてますように、「国、都道府県、市町村」となってます。これが4、1、1ということで、5割の中の負担割合が4、1、1ということの負担になります。ここに書いてますように、そのような負担割合になります。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 瀧野けさ子さん。

議員（9番 瀧野けさ子君） ただ、その中身がちょっと仕組みが変わって、老人保健制度が後期高齢者の右の独立制度、内容が、要するに、分担が変わったということで受けとめていいんですよね、形としては。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 はい。

以上で、通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 聞きなれない言葉に会計管理者というんですか、そして、会計管理者を収入役と呼びかえる機関も何か附則であれこれいじくってるみないなんですけども。

それと、吏員その他の職員もついでにどういうことを指してるのか、御説明いただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 会計管理者といいますのは全く自治 由布市では関係ないような問題ですけども、これ事務所の位置がございまして。事務所の位置の市町村の収入役を会計管理者とするということで県のモデル、条例のモデルということで決めておりますので、それに従って……由布市じゃなかった、大分県の事務局は大分市にありますんで、大分市の収入役がそれに当たるということで御理解いただきたいと思います。

それ、もう一回済みません。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） 答えるのが法規の方だというふうに思うんですけども、総務課並びに総務部長の方で、要するに収入役と呼びかえる期間も中途半端な年月を示しています。一体これがどういうことを指しているのか、的確に議員がわかるように説明していただきたいと思えます。

14 条中の職員たるのは吏員その他の職員とするということについても、これはどういうことなんだということがわかるような説明をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 8 番議員にお答えをします。

条例の中の第 12 条の会計管理者は、ということだと思いますが、大変申しわけありませんが、まだこの内容については熟知をしてません。今 今担当課長が答えたとおりじゃないかと思えます。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） これも 御質問にお答えします。

会計管理者の任命について定めている地方自治法の一部を改正する法律。これ平成 18 年の法律第 53 号によりまして、収入役が一般職員、会計管理者に変更、平成 19 年 4 月 1 日施行とされておりますが、その趣旨を踏まえまして、広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合長が任命することとしたということであっております。

以上です。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） 模範回答です。はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。午後は 13 時から再開します。

午後 0 時 15 分休憩

.....  
午後 1 時 00 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

23 番、生野征平君より欠席届が出ましたので許可しています。

日程第 9 . 議案第 150 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 9、議案第 150 号二級河川（津房川）の指定の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。2 番.....、違います。済みません。西郡

均君。（笑声） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） なんか初歩的なことがわからなくて申しわけないんですけど、二、三教えてください。

一つは、今度普通河川が二級河川になるということなんですけども、違いについてどういうものか、済みません。

それと、この略図を見てみますと、旧……津房川の上流を見ると、真っすぐいってる支線の方が本流じゃないかと思うんですけど、ちなみにこっちの雛戸川じゃない方の川の名称がわかってたら教えていただきたいんですが。

それと、三つ目には、新しい指定の上流橋を県道との交差部分にしていますけども、その理由についても教えてください。

それと、気になりますんですけども、4点目に、雛戸川というのは塚原ではどういう歴史的な名前があったのかどうかわかりませんが、その名称が消えてしまうことになるんですけども、そのまま使用するということができなかったのかどうか、建設課長にお尋ねいたします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。二級河川と普通河川の違いについてですが、二級河川については都道府県知事が認定して、都道府県が管理するという事になってございます。普通河川についてはそれぞれの県及び市において認定することができます。

しかしながら、二級河川については改修工事を行う場合国の補助対象事業となります。普通河川については認定した市町村あるいは県で独自でやらなければならない、いう違いがございます。

それから、2点目の川の名前については、通常旧湯布院町のときも津房川という呼び名で呼んでおりました。

しかし、今回津房川という正式名称が県から示されている分について、現在の津房川の起点を変更するという事から、津房川の延長そのものが約2,900メートル上流に上るということでございます。

それから、県道をなぜ起点にしてるのかということですが、反対側の県道から上流部については治山事業で護岸等を取り行っておりますので、手をつけられてない県道の起点部分からということで、今回認定をしたいというふうに県から聞いております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。（発言する者あり） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この地図を見てみると、どう考えても真っすぐ走ったのが津房川ごとあるんで、津房川の支流が幾つもできる……。

普通、ここ辺で大分川を見てみますと、例えば河口のところで大分川がちょっとこっちに来鉢川と分かれて、来鉢より上流になると由布川ちゅうんですわ。この前、なんか向こうにも由布川ち

ゆうのがあったみたいやけど　そういうふうにして支線の名称がずっと変わってるんで、一つは、従来の津房川ちゅうのは真っすぐ縦に走ってる線じゃないかという気になるんで、この支線のこの右側の線を従来何川っち言うよったんやろかっていうのが気になったので。

それと、左側ずっと走ってるのにわざわざ難戸川って書いてるんですね。名称を。今度新しく指定する支線を。だから、わざわざ津房川とか呼ばんで二級河川難戸川でいいんじゃないかと思うんですけど、これは素人考えですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） お答えいたします。

先ほど御説明申し上げましたように、津房川の起点を移動して2,900メートル部分について、二級河川として指定をしたいということで県から、方から示されておりますので、そのとおりしております。

それから、今御指摘の右っかわの河川があるじゃないかということについては、これは通常戦川と呼ばれております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） あえて聞きますけども、事実かどうかかわからんですけど、これはもう昔から難戸川ちゅうよるから二級河川難戸川ちゅうてつけ直してくれちゅうて県に言うことはできんですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 一番わかりやすい例として、日田の三隈川があると思うんですが、皆さん三隈川ということは御存じだと思います。しかし、あれの正式名称は筑後川でございます。それぞれの地域地域によってある程度の区間を通称名で呼んでるというのが今の実態でございます。

したがいまして、私どもも県の方が津房川の起点を変更したいということで、また起点を変更して県の二級河川として、今後とも県が管理していただけるということでございますので、それに従っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。ほかに。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） これは、付託は建設水道に入ってくるかと思うんですけど、皆さんにもちょっと知っていただくためにあえて質問いたしますが、ちょうどこの地図の塚原という文字のあるその左上ぐらいにすばらしい水源があるんですよね。この水源の水利権というかそういうのは大丈夫なのか。いわゆるこれまでどおりの由布市の水源として使えるのかということが一つと、上流のとこの辺に終末処理場があるんですよね。最終処分場ですかね。終末処理場で

すね。これのために水質検査を旧町時代、新市になってからも市の予算でやってきたと思うんですけども、そういう今度県、国の管理ということになれば、そうした負担は国、県がやってくれるということになるのだろうか。その2点をちょっと。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） まず、1点の水源についてでございますが、この水源そのもの、水源地といいますか、水が湧出しているところ部分については既に市有地となっておりまして、河川内ということではありませんので従来どおり確保されるものというふうに思っております。

それから、水質検査ですが、この水質検査についてはごみ処理場といいますか、仮置き場が従来湯布院町のときに埋め立てをしておりまして、その影響があるのではないかとということで水質検査を年1回行っておりました。

したがって、今後とも市の方で行う必要があるというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第10・議案第151号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、議案第151号平成18年度由布市一般会計補正予算（第5号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。まず、18番、小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 18番、小野でございます。通告をいたしておりますので、順を追って説明を求めたいと思います。

まず、38ページと39ページをお開きになっていただきたいと思いますが、8款2項2目です。道路新設改良費について質問を行いたいと思います。

まず最初に、財源内訳のところの特定財源で起債7,590万円の減額を行っておるんですが、これに伴いまして各路線ごとの減額を詳細に説明をしていただきたいと思います。

私も少し調べてはおるんですけども、詳細説明の仕方につきましては、道路整備事業債のうち過疎対策事業債、いわゆる過疎債、市道富線、山本線、小野屋櫟木線、室小野線、宇南畑田線がこの中に入っておるようでございますし、俗に言う辺地債の中には向原別府線と農道畑田4号線、これは組み替えを行っておるようでございます。

それから、一般単独事業債で、これは一般補助施設整備等事業債ということで、若松線ほか1路線。

林道債で時松中央線、当初は臨時 林道債であったんですけども、このそれぞれの起債で順

を追って今質問いたしたものを説明を、減額分をしていただきたい。そういうふうに思います。トータルで7,590万円になろうと思います。これは8ページの方に関連をしてくるのでございますんで、8ページもごらんになればわかりになろうと思います。

次は、当初計画予定路線であった下田野小野3号線及び風呂迫境の谷線の計画がどうなっているのか。12月末起債額で道路整備事業債2億3,800万円のうちに含まれていると判断していいのかどうか、その辺をお答えをいただきたいとそういうふうに思います。

次に、3点目といたしまして、39ページの減額分を順を追って詳細に説明を求めたいと思いますが、説明を求める分は13節の委託料のうち測量設計で1,336万円の、15節の工事請負費で3,190万円の分、17節の公有財産購入費の土地購入費で974万円の、22節の補償金で275万7,000円、これの大きく3点を申し上げた、質問いたしたわけですが、これにつきましては産業建設部長でもよろしいし、担当課長であります建設課長どちらでも結構でございます。説明をしていただきたいとしたいと思います。

次に、4点目といたしまして、冒頭説明を求めました過疎対策事業債対象路線であります市道富線、山本線、小野屋櫛木線、室小野線、宇南畑田線、これはいずれも庄内地域におきます過疎地域自立促進計画に基づくものであるようでございますけれども、今回の地方債補正でこのように大きく減額をいたしております。といたしますと、この自立促進計画が計画期間の22年3月31日まで目標達成ができるのかどうかこの辺について見通しを、これにつきましては市長の方に求めたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 18番、小野二三人議員の御質問にお答えをいたします。

まず、道路整備事業債7,590万円の減額について、各路線ごとの詳細説明ということでございますが、7,590万円の減額につきましては過疎債が3,560万円の減額、それから辺地対策事業債が4,030万円の減額となっております。それで過疎債の方から路線ごとに説明申し上げます。

過疎債の3,560万円の減額につきましては、市道富線の改良事業、これが300万円の減額となっております。それから、市道山本線の道路改良事業が、これが300万円の減額、この2件についてはもう入札減ということで減額になっております。

それから、市道室小野線道路改良事業が1,380万円の減です。それから、市道宇南畑田線の道路改良事業につきましては1,580万円の減額となっております。

この2路線につきましては、現在路線の測量をやっておりますし、今年度内にまた設計業務を委託するというので、本工事分、本工事分につきましては19年度ということで、その分をもう減額補正をいたしております。

それから、辺地対策事業債4,030万円の減額につきましては、市道向原別府線の道路改良事業が2,000万円の減額となっております。それから、農道無田線の舗装事業が、これは農林の方なんですけど土木費で計上していたために農林の方に組み替えをしております。その関係で合わせて4,030万円の減額ということになっております。

それから、2番目の当初計画予定路線であった下田野小野線の3号線及び風呂迫境の谷線の計画はどうなったかということでございますが、下田野小野3号線舗装事業及び風呂迫境の谷線の改良事業につきましては既に事業を発注いたしております。で、起債額は起債額の2億3,800万円の中にこの事業が含まれているということでございます。

3番目の39ページの減額でございますが、まず13節の測量設計委託料1,336万円の減額につきましては、市道 路線ごとに申し上げますと、市道向原別府線の改良事業、これが476万円の減額、それから南部バイパス線の概略設計730万円の減ということですので。これ入札 これも事業発注いたしまして入札減ということでございます。

それから、市道室小野線の道路改良事業、これ400万円の減額、市道宇南畑田線の道路改良事業500万円の減額。この室小野線と宇南畑田線につきましては用地測量の減額ということでございます。

それから、市道時松中央線の道路改良事業、これは30万円の増になっております。津江線仮設整備事業の140万円の増、それから前徳野岳本線の改良事業が600万円の増ということで、これを差し引きいたしまして設計委託が1,336万円の減ということになっております。

それから、15節の工事請負費でございますが、3,195万円の減額につきましては日出生台塚原線の道路改良事業でございますが、18年の国債で事業を行う予定でございましたが、今年度補助金が2割程度ということで、これを継続費の関連でページ6ページの方に掲げておりますので御理解いただきたいと思っております。

それから、17節の公有財産の購入費974万円の減額につきましては、室小野線が500万円の減、それから宇南畑田線の道路改良が600万円の減額、向原別府線が増の126万円ということでございます。室小野線、宇南畑田線につきましては、用地測量までが今年度の事業ということで、用地買収につきましても来年度、19年度に行うということで減額補正を行っております。差し引き974万円の減額となっております。

それから、22節の補償費、補償費の275万7,000円の減額についてでございますが、室小野線の道路改良事業の補償費が200万円の減と、それから宇南畑田線の道路改良事業で200万円の減ということで、この2路線ともに用地買収、補償ともに19年度の方に繰り延べということになりましたので減額いたしております。

それから、並柳線の道路改良事業が100万円の増と、若杉線ほか1道路の改良事業で24万

3,000円。並柳線につきましては電柱移転等の関係で100万円の増、それから若杉線ほか1道路については物件補償ということで、24万3,000円の増額で差し引き275万7,000円の減額ということになっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 計画してるのは全部できるかということでございますけれども、一応過疎債を打つ関係上一応全部上げておかないとできないということでもあります。過疎債の範囲内ということでございます。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） それじゃあちょっと確認でございますけども、ちょっとそれじゃあページをさかのぼりまして、今部長が説明をしていただきました、15節の の3,195万円は継続費というふうになっておるようでございます。説明であったわけでございますけども、これはいわば決算でもうそのまま今度はいきますと逡次繰り越しというような形で上げらるんかどうか。そういうふうな扱いになるわけですか。この継続費というのは。

財政課長（米野 啓治君） 小野議員さんにお答えします。

18年度、19年度でたしか継続費で組んだと思います。で、18年度の残額が一応逡次繰り越しとなるはずですが、ですから、継続費で18年度19年度で組んだ分のうちの18年度分の残額が逡次繰り越しとなって19年度に繰り越されるということでございます。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 私が言うのは、18年度でもうこの今の時期に継続費というふうにして計上しておるものですから、今の財政課長が御説明されたように、18年度で確実にもうこれを繰り越すというようなことに、継続費ということになれば、決算で19年度にこの逡次ということで繰り越すんかということですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 6ページをちょっとごらんいただくとわかるんですが、総額7,934万4,000円です。そのうちの18年度分として1,511万3,000円と19年度が6,423万1,000円、先ほど部長が説明申し上げましたように、防衛庁の補助事業でやる関係で国債、国の方が国債発行というようなことから18年度事業として認められておりますけど、実際に18年度に補助金として入ってくる分が認められた分の2割しか入ってきません。あとは国が国債を発行するということで、その翌年度の19年度に国債分が補助金として入ってきます。そういう関係から継続費を設定いたして事業を推進していきたいというようなことで予算化をお願いしてございます。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） もう言わんとすることはわかりました。理解ができました。

それではもう1点、過疎債で上げられております室小野線と宇南畑田線の測量の分の用地測量の減額でございますけども、これはもう用地測量はもう済まれたわけですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） これ地元説明会の中で測量設計そのものを田んぼの取り入れ後にやってほしいという地権者の要望がございまして、取り入れ後に測量設計をいたしますと、あと設計ができ上がって地元の協議を行った後でなければ用地測量ができませんので、当然本年度中に用地の測量まで行き着かないであろうという判断から用地測量分のみを減額としております。ですから、用地測量は入ってません。

いわゆる、まだ基本的な設計ができ上がった後に地元の合意が、地権者の合意が得られた段階で、Aさんについてはこれだけの用地がかかりますよというような個別の用地測量に入ってきますので、まず18年度は今申し上げたように、地元の方として田んぼの取り入れ後に取りかかってほしいということから、工期的に用地測量まで行き着かないという判断から減額をお願いしているものでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） なかなかこう私よく理解ができないんですけども、当初もう課長は御存じかと思えますけど、御存じかと思うんですけども、例えば室小野線で当初1,780万計上したとしておったと思えます。私が調べた段階では、で9月補正で100万円の増額を過疎債で増額をしておるようです。今回、でもって1,380万円の減というふうになりまして、12月現在の負債の額は500万円に相なっておるわけでございます。この500万円のこれからのいわば使い方、これを聞いておるんですけども、先ほどの説明では用地測量の減額というふうな説明を受けたもんですからもう用地測量が終わったんかということでお聞きしたわけなんです。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 用地測量にはまだかかっておりません。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） はいじゃあ測量はもう現年度内にはするということですか。これももう含めて次年度にもう繰り越すと。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 本年度は測量設計だけ。いわゆる工事をするための測量と設計は今年度行います。しかしながら、それができ上がった後にこういう路線の線形でいいですか、こう

いうとこまでおたくの土地には食い込みますよというようなことの地元との合意ができた段階で改めて用地の測量を発注いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） はい。わかりました。

議長（後藤 憲次君） 次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。20ページと21ページにかけて委託料なんですけども、13節の委託料のコミュニティバスの運行並びに看板とか、試験運行についてちょっとお尋ねをしたいんですが。

看板設置については旧町のシャトルバス……シャトルバスやない。ほほえみ号とかいろいろ各町で運行してありましたけれども、そういうところの前のバス停といいますか、そういうところにはまた設置をしていくんでしょうか。

それと、運行上そのバス停でしか乗れないのか、途中少しぐらい離れても乗せるのかどうか。

それと、今度は無料はやなくて今有料ですわね。有料の場合にそのお金の管理等はどういうふうな形をとるのか。業務自体を委託しておりますので、その委託業務された大分バスさんとかタクシー協会さん等にお金が直接入るわけなんですけども、その管理というのはどういうふうな体制をとられてるのか、その点についてお尋ねしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 11番、二宮議員の質問にお答えします。

まず、看板の設置につきましてはバス停を110カ所由布市内に予定をしております。この設置でございます。すべてのものについて新調をしたいというふうな考えであります。

それから、極力バス停に限られたところで乗車をしてもらおうというふうなことを原則としておりますが、若干の辺地、周辺部のところについては高齢者の方が乗る場合には便宜を図っていきたいというふうな考えも持っております。

それから、お金の管理につきましては、これから有料という形になりますので、それはバス会社さん、タクシー協会さんとの精算によって、信頼関係のもとにその精算をしてもらおうということで、その金額の残分についての契約という形になろうかと思えます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） その日その日によって利用者が数が違ってくると思うんですけども、その都度200円ずついただくわけですかね。それとか、最低200円ですけども、そのときの人員の把握というのはそのバス会社のもう信頼のもとに任せるといっていいのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） そのような方法で信頼関係、信義のもとで実施していきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） それと、もう1点、バス停.....基本としてはもうバス停ということなんですが、少くくはということその少くくがどんどん広がってくるような可能性はないんでしょうかね。その辺も十分気をつけてないと、あの人の場合は自分の家の前で乗れたと、私の場合はもうちょっとバス停まで行かないと乗せてくれなかったというふうな苦情が出ないように対応していただきたいなと思っております。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 3地域でそれぞれこれまでの運営方法が若干異なっておりますけど、できるだけ苦情の出ないような方法でやっていきたいと思っておりますし、今回の事業は3回ぐくの実行、試行をどんどん繰り返しながらよりいい方法を来年度の12月に目指していきたいということ、改善改善改良改良をしていきたいというふうなことを考えております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（11番 二宮 英俊君） はい。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 10項目あるんですけど。最初に、こんなにいろいろ質問しなきゃいけないのは詳細説明のときに、特に補正予算の詳細説明のときには幾ら幾ら減額しました、増額しただけでは説明にならないので、なぜ減額したのかなぜ増額したのかをぜひ教えてください。そうすればこんな質疑上げなくても済むので。大体私の質疑の内容はなぜ減額・増額したのかという内容です。

1点目は、24ページ、24ページの3款1項1目19節負担金補助金の、地域介護福祉空間整備等補助金6,500万円の新規と、25ページのその下の19節、2目の19節ですね、地域支え合い事業補助金、これは780万円の増額。これらの補助金の具体的な内容、対象主体などを教えてください。

それから、3点目、30ページ、30ページの15節工事請負費が137万円増額しておりますが、具体的な増額理由ですね。

それから、その下の19節備品購入費の増額理由ですね。を教えてください。

あと37ページの一番上です。農林水産業費の水産業振興費の工事請負費が新規で178万円上がっていますが、これの具体的な中身を教えてくださいたいと思います。

次の38ページ、道路維持費の工事請負費2,000万円の増額ですが、これは当初予算では3,000万円だったと思います。各町それぞれ3,000万円で、その後9月補正でまたさらに

各町1,000万円ずつふやして3,550万円増額していましたが、今回さらにまた2,000万円ふやしているということで、これまでの各町でどのぐらいの工事を執行してきたか、執行額なども含めて教えてください。

次が43ページですね。43ページの13節委託料、豊かな体験活動推進事業100万円の新規、これ国の特定財源から出ているようですけれども、これの具体的な内容や対象はどういうものなのかを教えてください。

続いて、あと3つですが、47ページの下の方の19節自治公民館等整備補助金550万円の増額、具体的な対象内容を教えてください。また、補助率なども教えてください。

それから、49ページの13節委託料の測量設計147万円の増額と、その下の備品購入費280万円の増額の内容。それから、その下の体育施設費の測量設計40万9,000円の新規というのは何なのかを教えてください。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、24ページでございます。6,500万円の地域介護福祉空間整備等補助金でございますけれども、この補助金につきましては10分の10、満額国庫でございます。補助金の先といたしましては、庄内町の佐藤医院が地域密着型の介護老人施設をつくります。それに対する補助4,000万円でございます。

あと認知症の対応型通所介護デイサービス事業に対する補助、これ3カ所ございますが、挟間の若葉苑に対しまして1,000万円、同じく健寿荘さんに対して1,000万円、あと庄内の花の里、ここに500万円の補助でございます。

次に、25ページの地域支え合い事業の補助金780万円の分、増額の分でございますが、この分につきましては一言で言えばデイサービスの利用者が大幅な増をいたしたということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小松寮。

小松寮長（佐藤 吉人君） 小松寮の佐藤でございます。1番、小林議員さんの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

30ページでございます。非常に財政的に厳しい中でございますんで、私どもの中では、この予算の範囲内におきましての組み替えが基本をお願いをしておるところでございます。工事請負費の内容につきましては、食堂がございますけれども、その厨房の入り口の野外のテラスの工事をしたいと。

それから、2点目は、A棟、B棟とございますけれども、A棟の食堂側の舗装といいますかコンクリート舗装をさしていただきたいなということをお願い申し上げております。これは風等でほこりが舞い上がりますんで、衛生上もそういうことをお願いしたいということでも上げております。

それから、重度棟の野外の洗濯干し場がございません。今のところ多目的広場の体育館の中で干してございますんで、そういうのも利用者のために今回野外の洗濯干し場をお願いしたいということで計上してございます。

それから、備品購入費の方につきましては、議員さん御存じのように自立支援法のことになりまして、システムの変わりましてプログラムソフトの購入をいたしたいということをお願いしようございます。

それから、既存の老朽化に伴います物置の購入、それから支援室の掃除機及び談話室のテレビの買い換え、これは修理不能でございまして、その予算を計上しておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。1番、小林議員の御質問にお答えいたします。

ページ37ページの水産業振興費の工事請負費でございますが、この工事につきましては先ほど142号で御審議いただきました川の駅の施設でございます。この川の駅の施設、建物が3階建て、一部3階建てということになっておりますが、その3階部分が川の見張り台ということになっておりますが、この部分がもう腐食いたしておりまして、もう雨漏り状態というようなことで、このまま放っておくとさらに腐食が拡大していくというようなことでございます。それと川の方に面する側のはりが一部落ちているところがあるということで、これらを補修するということをお願いいたしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。38ページの道路維持の工事請負費について御説明申し上げます。

先ほど小林議員さんから各町当初予算に3,000万円というふうに言われましたが、各町1,000万円ずつでトータル3,000万円の予算をいただいております。9月の補正予算と合わせまして各町2,000万円になってございます。その中で発注状況はということでございますが、湯布院地域において約1,800万円、あと庄内と挾間地域において約1,600万円の分の発注をいたしてございます。

今回補正でお願いしてる分については、内訳を申し上げますと旧挾間地域については700万円、庄内地域について600万円、湯布院地域について700万円の合計2,000万円の追加補正をお願いしてございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育の太田です。

済みません、43ページをお願いします。13節委託料でございますが、豊かな体験活動推進事業でございますけども、これは子供たちが豊かな人間性や社会性を育むために、学校教育においてさまざまな体験活動を充実させることを目的に、長期にわたる集団宿泊、共同生活体験を行う長期宿泊体験授業4泊5日のものを行うものでございます。この事業につきましては、全額県の委託金で行うものでございます。対象者は、小学校5年生を予定しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいかな。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 47ページ、自治公民館の整備補助金でございますが、これは挾間地域の篠原自治区の公民館でございます。新築でございます。補助金の、補助率のことでございますが、新規につきましては工事費600万円までは工事費の2分の1とし、600万円を超える工事費については工事費から600万円を減じた額の4分の1に300万円を加算した額とします。上限を600万円までとするということで今回計上しております。よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） はい。

国体準備室長（工藤 浩二君） 続きまして、45ページ、教育費でございます。教育費の保健体育の13項の委託料の説明でございますが、これは国体関連の委託経費でございます。（発言する者あり） 49ページでございます。失礼しました。

これは、現在国体関連経費を積算をいたしております。大分県国体開催市町村開催経費調査、第2次分の調査が現在来ておりまして積算をしております。その調査に国体会場の配置図の添付が必要ということで現在補正で上げております。

これは、由布市で実施をされます競技につきまして、予算書及びレイアウト図の作成委託業務ということになります。リハーサル大会から本大会に向けて、会場設営から予算見積もりの作成して基礎をつくるためのものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい。どうぞ。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課、佐藤です。

同じ49ページの18備品購入費でございますが、体育振興課スポーツ巡回車7人乗りをお願いしております。

現在、公用車は平成4年に購入しており走行距離が約14万5,000キロとなっております。19年度当初に予算要求しましたが、防衛の交付金が工事関係で入札残があるということで今回補正をお願いをいたしております。

それから、2体育施設費の13節委託料、測量設計40万9,000円につきましては、狭間町上原グラウンドに野球場がありますが、現在スコアボードが故障いたしておりますして電気がつかないような状況になっております。その調査委託料といたしまして22万円、それから湯布院B&G海洋センターに高圧受電設備があり腐食がひどいために、改修のための設計委託18万9,000円となっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 大体わかりました。それぞれの担当者さんの説明の仕方なんですけどね、補正のときはどうしてその年度途中で増額・減額をするのかを一番知りたいんです。その事業の内容一つ一つは聞けばわかります。

そういう意味で、例えば今、最後に言われたように防衛交付金 当初で上げてたけど、防衛交付金が下りるのが今だから今上げたとか、そういうような理由が知りたいんですね。

そういう意味では、例えばですね、小松寮さんの工事内容もわかりますけど、どうしてそういう工事をするということが年度当初に上がってきていなかったのか、なぜ今補正の段階でこういうものが上がるのかという理由を教えてください。

それから、川の駅の部分については、これ先ほどの議案の審議とともに今後この部分も審議されるというふうに思いますが、担当課としてはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。これはこれでやるということなのかどうか。

それから、道路維持費についてはわかりますが、当初で各町1,000万円ずつで3,000万円じゃあ少ないんじゃないかという御意見が議員さんの中からいっぱい出てたと思います。今結果的に総額で8,500万円、3倍ぐらい結局は必要になっているわけですね。こういうことについて当初はどういう見込みでやっていたのかと、結局最初は3,000万円ぐらいでやるって言ったけど結局3倍かかるっていうことであれば、その当初予算を審議する側としても、結果こうばらばら出てくることに対してどういう見込みを立てていらっしゃるのかということをお伺いします。

あと、最後、自治公民館わかりましたが、これということは上限600万円で2分の1補助ということは、これ工事の総額はどのぐらいかかっているんですか。2分の1補助だから1,100万

円の、で新築っていうことでよろしいでしょうか。

以上。

議長（後藤 憲次君） 小松寮長。

小松寮長（佐藤 吉人君） 小松寮の佐藤でございます。小林議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、最初からこういう見通しのもとに上げておけばいいじゃないかというおっしゃられること十分わかりますけども、いろんな予算等の都合もございましてし収入面もございまして、そういうことから生活費の見通し、先見通しがつきましたので、その中から組み替えをさしていただいて、こういう工事もさしていただきたいなということでお願いを申し上げておるところでございます。御理解を賜りたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 1番議員、小林議員にお答えをいたします。

議案142号では大変御迷惑をおかけしております。申しわけございません。

旧川の駅の3階部分でございまして、これは日ごろ上がるところではございません。9月の時点であそこをこう見回っておいた段階で、はりの方が落ちてるのが気がつきまして、そこがやっぱり雨がよく当たる位置でありまして、上の方に上がってみますとやっぱりそこんとこ腐食が激しくなっておりまして、ここに屋根かけをしなければ、もう見張り台は要らないわけでございまして、142号の議案とは関係なくこれは修理をしておかないと後で大変な工事になるということで今回上げらせていただきました。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 当初予算に一般管理費の工事請負費についてもっと組むべきではないかという、3倍近くになってるといふ御指摘でございますが、財政事情もございまして。

また、当建設課の事情といたしましては、昨年度御存じのように合併後に年が明けてから災害復旧事業の予算化を行い、その事業そのものがかなり6月、7月までずれ込むという想定のもとから、余り大きく予算をいただいてもなかなかそこまで手が届かないというような心配もございまして、もちろん財政事情も考慮した上で、今回のような変則的な予算の増額というような形にお願いをせざるを得なかったということをお理解いただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

工事額は1,500万円になろうかと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林さん。もういいですか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） はい。わかりました。今回、私が今指摘した分だけじゃあないんですけど、この予算の 何度も言いますけど、年度途中で新規がどんどん上がってきたり増額でどんどんふやしていくということについて、当初予算ではその財源の見込みが立たないから年度途中で上げてくるというのは当然理解はします。では、当初のときに、例えば財政課のあたりでは今財源のめどが立たないから載せてないだけであって、財源のめどがつけばこういうのは年度途中で上げるんだということが大体全部わかってるんでしょうか。

例えば、今上げてきてるような新規や増額分については、年度途中でこのぐらいは上がってくるって見込みがあったんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 1番議員さんにお答えいたします。

18年度予算につきましては約7億円財源が足りなかったということも御存じだと思いますが、道路維持費等につきましては、やはりこれはもう財源が足りないというのはわかっておりました。しかしながら、予算組めないということで、とりあえず各町、旧3町1,000万円ずつつけた次第でございまして、あとにつきましては建設課さんに財源がつき次第また 道路維持費というのはきりがございません。要するに幾ら工事費をつけたらいいんだということではございませんで、そこで一応、とりあえず各町1,000万円ずつお願いしたわけでございます。それで、あと財源がつき次第また補正対応をお願いしますということをお願いしたところでございます。

ことしにつきましては、交付税が決定したときに財源が交付税の伸びがありまして、伸びというより残額ですね。それと繰越金がありましたので、前回と今回に補正をさせていただきました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 補正をするなって言ってるんじゃないんですよ。もちろん道路のことだけじゃあなくて、道路維持費のことだけではなくて、当初、当初予算を組む段階で あときりがないのはわかりますけど、お金がつけばどんどんやるのではなくて、計画的に財政運営するためには今年度中にはこのぐらいの事業をしたいという見込みを大体把握していて、それに対して今当初の財源はこのくらいしかないからこれだけしか当初に上げないけれども、途中で交付税が決定されたり補助金がついたりしたらこういう事業を今年度はこのぐらいうりたいたいというような大きな見通しを財政課がつかんでいるのか。でもしつかんでいれば、これはこういうことできるのかどうかわかりませんが、特に大きなものについては当初予算の段階で、今各課にはこういう、手元にこういう計画があるけれども、これは当初に上げられないけれども年度途中に出したいというようなことをぜひ、その当初予算の審議の段階で教えていただきたいんですが、そういうことはできますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 正直言ってできるのもあればできないのもあると思います。正直言ってよくその辺は各事業見らんとまた、吟味しないとわからない部分もあるんじゃないかと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 財政課は把握してるんですか。少なくとも。当初の段階で。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） いえ、各事業につきましては把握しておりません。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩します。淵野議員さんがもう一人あるようですが、休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

17番、利光君より欠席届が出ました。

それでは、次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 多分、私の質問が最後なろうかと思いますが（「なんで」と呼ぶ者あり）（笑声）よろしくお願いします。

まず、27ページ、3款3目19節の負補交ですね。65万8,000円、母子寮の措置費が増額になっております。この内容についてお聞きいたします。

次に、35ページの6款3目13節の委託料でアンケート調査となつてございますけども、この内容とどこに委託されたのかお聞きしたいと思います。

次に、44ページの、44ページの10款1目15節の工事請負費となっております。これは小学校になっているんですが、以前耐震調査を由布市で行ったと思いますが、それにしてはちょっと早いかなと思ったんですけども、この内訳と、もし耐震調査でなければその調査の結果はいつごろ出ていつごろにまた工事というか、修正されるのかお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 淵野議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、27ページですね。19節の母子寮の措置費65万8,000円に対するお尋ねでございますが、この予算につきましてはお母さんと子供さん二人が別府の母子寮に6カ月間の入所予定ということでございます。

理由といたしましては、離婚後間もない。それで分かれた旦那さんから引き離すためというこ

とでございます。

以上でございます。(笑声)

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 淵野議員に御質問にお答えいたします。

35ページの農業振興費、13節の委託料の78万3,000円のアンケート調査ということでございますが、これは現在農業・農村振興計画を作成をしております。その資料にするためのアンケート調査のものでございます。委託はまだしてありません。

議長(後藤 憲次君) 学校教育課長。

学校教育課長(太田 光一君) 学校教育課、太田です。

44ページをお願いします。15節の工事請負費でございますが、これは耐震によるものではございません。工事名ですけれども、由布院小学校の高圧受電設備設置工事、それから由布院小学校防球ネット設置工事でございます。

この予算につきましては防衛の予算を計画をしております。

以上でございます。

議長(後藤 憲次君) 淵野けさ子さん。

議員(9番 淵野けさ子君) 旦那さんから引き離すって聞いたんですけど(笑声)、私ドメスティックバイオレンスのことかなと思ったんですが、そういうので相談はたくさん入ってますか。市の方に。

議長(後藤 憲次君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) 虐待に対する相談が入ってますかということでしょうか。

議員(9番 淵野けさ子君) はい。

福祉対策課長(立川 照夫君) 母子に関してはそんなにいないですね。この件が、どうしても奥さんは、奥さんと子供さんは分かれたいんだけど、もしも分かれた段階で仕打ちといいますかいじめが怖い、仕返しが怖いからということで、とりあえず別なところに住みたいということで別府の方に入りたいというようなことで今回お願いいたしました。

議長(後藤 憲次君) 淵野けさ子さん。

議員(9番 淵野けさ子君) 多分特別な事案がなければなかなか入れないので、それに近い……離れたいというか、だったと思いますが、例えば事案によっては、例えば大分にも母子寮がありますし別府にもありますですが、それは自分で選べるんですか、それとも児童 そっちの方で振り分けという、その事案によってそこに行きなさいとかいうふうな形で措置というかされるのでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 本人の希望が主だと思います。

今回の場合は、湯布院の方だったものですから別府の方がいいということでありました。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） これからこういった子供だけじゃなくて、奥さんに関してのDV関係で、おっしゃるシェルターに走り込みたいとか、そういう相談も出てきております。そういうのが私は今由布市の中でどのくらいあるのかなあ、多いのかなあというのでちょっと心配だったものですからお聞きしました。

農政課長が今お答えいただいた分は、先ほど一般質問の中で市長の回答の中で、まだ回答が出てきてないという分の調査なんですかね。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 市長がっていうことで、ちょっとぴんとこないわけなんですけども、今、農業・農村振興計画というのを農政企画係の方でつくっております。これは土地利用を含めた、今後由布市が向かうべき農業の振興策をつくるものでありまして、今基礎資料を集めて作成をしてやっとアンケート調査に入れる状況になったものですから、そのアンケート調査をするための予算でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） アンケート調査は一般質問でも出てましたけども、内容をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、学校教育課長にお伺いします。以前耐震調査をされたんですが、その後の結果とかそういうのは出ているのでしょうか。それに対する対策とかはまだ来年度、さ来年度ぐらいに当たるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（太田 光一君） 今年度西庄内小学校の耐震診断を行っておりますが、まだ結果は出ておりません。

耐震診断をしますと、当然古い建物でございますので、当然建てかえと補強等が必要になるのかと思いますが、これにつきましては今後の検討課題ということになるのかと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（9番 淵野けさ子君） はい。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 通告外で大変済みません。

4 1 ページの消防施設費の 1 8 節の備品購入費、これにつきましては小型ポンプ車ですか、2 台というような説明がありましたけれども、どことどこか。今度入れるところの地区を教えてください。

それと、今まで庄内・挾間・湯布院町、それぞれ消防自動車を購入する際の補助金要項等があったと思うんですが、それはどのようにどこに合わせたのか、どのようになっているのか、わかれば教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 消防自動車の購入です。湯布院の第 1 分団第 2 部に消防積載車と小型動力ポンプの購入です。それから、4 分団の第 2 部に消防積載車を 1 台です。

それから、庄内の 4 分団第 2 部に消防積載車に小型ポンプを積んだ分といいますか、それから庄内の第 1 分団第 6 部に小型動力ポンプ、それから庄内の 4 分団第 3 部に小型動力ポンプ 1 台。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（3 番 立川 剛志君） いや、まだ質問が。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3 番 立川 剛志君） いいですか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 考え方として、一つは自治区が購入する分と、それから市が用意といたしますか、自治法の中で消防の備品等については一定のもの 最低のものについては地方自治団体が準備をするという考えでございます。

それ以上のものという悪いんですけど、その地域の長年の考え方の中で、例えば湯布院なんですが、もう消防自動車というものを購入をしてます。そういうものについては補助金の額を別々にしようということで規定をつくってます。普通車の場合は積載車とポンプを積んで、大体価格が 4 8 0 万円までについては市が用意をしましょうということです。それ以上の、例えば湯布院なんかにある 1, 4 0 0 万円なり 1, 5 0 0 万円する分があるんですが、それについては 6 0 % の補助をするということで、残りはその自治区といたしますか、その地域が負担をいただいています。

それから、小型ポンプ付き積載車と言いまして、消防自動車とちょうど中間ぐらいに 8 0 0 万円ぐらいするものですが、それについても 4 8 0 万円までは市が負担をいたします。それ以上については自治区でしていただいています。

基本的には今、挾間町、庄内町につきましては、積載車とポンプ車という形で普通車と軽自動車がございます。それについては普通車を最高 4 8 0 万円、それから軽自動車については一定の

軽自動車で4人乗りで、さらに後ろに小型ポンプ車が積載ができるようなものを一応モデル的に示しています。その二つについては市がすべて負担する、そういう大体基準でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 後でいただいた資料なんですけど、一番末尾、調書。地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書というのをいただきました。同時に、今度の決算の資料の中で監査委員の意見書があります。地方債現在高の状況という。平成17年度の現在高という金額は同じなんですけども、末尾の数字がそれぞれ、合ってるのが二、三しかないっていうことでほとんど数字が違うんですね。最後の答えが合ってるからそれでいいかというもんでもなさそうにあるんですね。見てみると。1,000円の違いならば四捨五入で変わるということはあるんですけども、何千円も違ったり、中には何万円も、ところによっては何百万円というなのもあるんですね。

その前年の16年度末というんですか、前々年度現在高に至ってはもう金額も何もかも皆違うというようなことで全く理解しようがないんですけども、一応口でぺらぺら言ったんではかなわないんで、どうしてそういうふうになったというてんまつがわかるような資料をぜひ示していただきたいというふうに思います。

その前のページに給与表の明細書をつけていただいています。実は、前回改定したにもかかわらず明細書をつけてなかったことを言うたら、後で出しますということだったんですけども、後で出さなくて今度出てきたのを見ると、前回出すべきはずの18年7月1日現在を根拠にして新しいのを出してるんですね。これでは前の比較が全くできんのですよ。前のはもう皆さん知ってるように、当初予算に上がったものですから、何月かな、4月1日現在かな、4月1日現在、あるいはまた1月1日現在、どっちか忘れましたが、そういうふうになってると思います。

したがって、現在出した明細票とやっぱり比較検討ができるようなそういう資料を出してほしい。しかし、出すに当たってはいい加減な資料を出してほしくないというので、これ何ページになるんですか。52ページ。これを見ると議員には期末手当をやりたくないという意思が明確にあらわれたように何も記載がないんですね。率直な気持ちだと思うんですけども、しかし、こういういい加減な資料を出してもらったんじゃあ困るんで、やはりきちんとしたものを出してほしいと思います。

何日現在ってわかりやすいのは55ページ、55ページで給料及び職員手当の状況ということで、18年10月1日、こういうふうになりますよというふうに出してるんですけども、前の比較が18年7月1日ということで、これは以前いただいたこともないやつなんで、この間が宙に浮いてしまうんでね、その前に出した資料とやっぱり比較検討ができるような資料を今会期中にそろえて出していただきたいというふうに思います。

もっとわかりやすいのは56ページです。56ページに今回、前回の給与改定で9級から8級、消防になっては8級から7級ということで変わったんですけど、今度一般職にするということで一般職と合わせるということで、なんですけども、これもその比較が全くできない。だからこういう資料の出し方では困ります。

ついでに言うならば前回指摘したことは何ら検討されてないってということで、公安職、技能労務職、行政二の比較をこの中で使ってますけども、どれかに統一するようお願いしたんですが、それが聞き流されている。次回期待したいと思います。

点や線のことを言ってもきちっとしてくれるんで、これからはもっと細かく言いたいと思います。

ちなみに、今回ので一番思うんですけども、当初のときには新規事業については、例えば工事請負、委託料もそうなんですけども、工事請負や原材料費、あるいはまたその下の、何というか、備品購入ですか、そういうのについては細かいやつを書いとったですね。こういうことをやりたいということで。ところが、補正予算になったら、先ほど同僚議員も言ってましたけれども、説明しない限りは全く何のことを指してるのかわからんと。決算でわかるから決算のときに詳しいものを書いて出すんだろうというふうに思ってたら、今回決算書も出されてますけども、予算書よりもまだひどい決算書になってるということで、これはいちいち聞いてたらきりがなくて、後刻担当課に行って聞いてみたいと思います。

では、最初に言った調書についてはどうしてくれるのか、はっきりお答えをいただきたいと思っています。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

地方債の前々年度末における現在高の見込み等の表でございますが、まず、一番左の前々年度末現在高、それから前年度末現在高、見込み額ですか。現在高の見込み額。この部分については当初から数字は変わらないものと思っております。今回、前年度末現在高の見込み額が変更されたと御指摘受けたんですが、これにつきましては旧3町の起債のシステムの合算が間違っておりました。でこれはいつか修正せなあいけないところなんですけども、由布市のシステムに入れまして、今回決算統計と合致した数字に合わせましたので、今回変えるのがよかったのかと言われますとちょっとその辺は疑問がありますが、いずれは変えなければいけない数字だと思ひまして変更させていただきました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 監査委員に出した調書と今回出した、末尾につけた、どちらが正しいんですか。両方とも最後の合計は、合計額は金額は同じなんですよ。途中の数字が皆違う

からどっちの、監査委員に示したのが正しい数字で、この今回出したのはとりあえず議員に出すんだから監査委員と違うのでいいや、適当に合わせて出そうちゅうさういう意思、魂胆ですか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 監査委員さんのときはちょっとそこまで、これが一番正しい、今回出したのが正しい……。

議員（8番 西郡 均君） これが正しいわけですか。

財政課長（米野 啓治君） はい。（笑声）そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほども言いましたように、そのことがわかるようなやっぱ説明とか資料をやっぱ私に後で見せてください。こまいことも後聞きにいかんといけんの。

もう一つ、給与明細表について、なぜこういう資料を出したのかね、前と比較できないような。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。

西郡議員さんの御指摘の52、53ページの件についてでございますけども、これにつきましては補正前は7月1日付、ちょっと後ろの先ほど御指摘いただきました55ページにはちゃんと日付が入っちゃってこちらには入っていないということでございますけども、こちらの表につきましても補正前につきましては7月1日現在、それから補正後につきましては10月1日現在で調査いたしましたものでございます。

議員（8番 西郡 均君） それが悪いちゅうの。何聞いちょうの。

総務課長（秋吉 洋一君） 私が、済みません。認識してますのは、当初予算においては対前年度比できちっと、対前年度比で比較はこの給与表に載っておりますけども、その後の補正につきましては異動があった、補正のときに、前回の補正と今回の補正で給与費に異動があった場合、これについては補正予算の末尾にこの給与費明細を載せるということが通常一般的であるというふうに認識いたしております。そういう中で、今回につきましては職員の給与の5%カット、それから特別職の給与をカットいたしました。そういう関係で前回の7月1日と10月1日と比較しますと給料が動いてございます。動いているからこの給与費表をここに添付さしていただいているところでございまして、仮に5%カット等が一切行われていなければ、今回の補正の給与費に計上する、これに添付するという必要はなかったのかなというふうに認識していただいておりますけども。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それと言えるのはね、前回給与明細書を出した人が言える言葉よ。前回出してなくてね、今回出して、比較検討もできんようなん出してこれで判断してくれ。判

断できんじゃないですか。だから、前回出さねばならなかった資料を今会期中に急いで出して、で比較照合ができるようなふうにしてください。

で、ましてや何も答えなかったけども、議員のボーナスはそういう意味。(笑声)

議長(後藤 憲次君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 済みません。この表、52ページでございます。今議員さん御指摘の、確かに補正前と補正後を見ても、議員さんの報酬につきましては1億80万円ということで、同額を載せてございます。それからすると今議員御指摘のように、期末手当についても同額を計上すべきであったというふうに考えております。大変申しわけございません。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。佐藤正君。

議員(13番 佐藤 正君) 通しの25ページ、3款民生費の中の3目の障害者福祉の中でお伺いをいたします。

20節の扶助費の中で、上から3番目の障害児(者)ですね、日常生活用の用具の給付費、増額の56万3,000円で上がってますけれども、これは施設から学校に通ってる児童が何名いるのか。自宅の方から学校に通ってる児童が何人いるのか。さらには、由布市で全体的に何名障害児がいるか教えてください。

議長(後藤 憲次君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) 御質問ですが、全体的に56万3,000円、おむつなどの日常生活用具ということで、中身のどういう学校に行ってる人が何人だとか、そういうことがまだ今手元で資料持ち合わせておりません。後ほどお手元に届けたいというふうに思います。

議長(後藤 憲次君) 佐藤正君。

議員(13番 佐藤 正君) 課長、これ人数がわからなくてこの56万3,000円の増額で合計93万3,000円ですか、ということは大体何%ぐらいの補助ですか。

議長(後藤 憲次君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) これは、これから先の見込みということでありますので、これくらいでよかろうというような積算根拠であったわけですが、補助率については2分の1でございます。

議長(後藤 憲次君) 佐藤正君。

議員(13番 佐藤 正君) また後で詳細は教えてください。

障害児ってなってますから低学年をこれは指そうと思うんですが、私は担当課としてそのぐらいの数はですね、大体このくらいでいいだろうというようなことやなくて、ある程度の数を把握するのが福祉の担当じゃなからうかと思うんですが。

あえてもう一つ申しますと、先般も同僚議員からの指摘がありましたように、全国で障害者と

いう「害」を、これは阻害ということで「害」を使うんですが、できれば平仮名にしたらどうかということで先般の議会でもそういう答弁があったと思うんですけども、担当課と教育長、どういふふうにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 今言われましたように、障害者の「害」という字がきわめてよろしくないという国の流れの中で、法律等の改正がない限りはそれは難しいところがあるんですが、平常の使用につきましては平仮名の「がい」を使うのが適当であろうというふうに考えております。

学校教育の中では平仮名をもう既に使っております。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 前回の議会のときにも御答弁申し上げましたけれども、法律事項あるいは条例等につきましては、そのとおりこれまでどおりの漢字の「害」を使っていたかまして、それ以外の福祉計画等々につきましては平仮名の「がい」を使うということで、前回答弁申し上げたとおりでございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤正君。

議員（13番 佐藤 正君） じゃあこういう予算書については「害」を使うということですか。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） はい。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 先ほどの質問にお答えをいたします。

一応56万3,000円の内訳なんですけど、障害児の日常生活用具の給付費ということがございます。特殊寝台が1台、特殊マットが1つ、そして紙おむつが18ということになってございます。

以上が補正の内訳でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番。財政課長、ちょっと確認したいんですけど、なんか地方債残高の資料の提出は、これが本当で前回どこどこに出したのは、あれは違うちょっとって言うようなこと、もう一回ちょっとはっきり、何が正しくて何が間違っちゃうたのか、ちょっともう一回はっきり言って。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

議員（19番 吉村 幸治君） 監査委員に出したとか何とか言ってから……。 （笑声） 議事録にしっかり残るように大きい声で。 （笑声） 19番。

財政課長（米野 啓治君） 19番議員さんにお答えします。

先ほどの件なのですが、監査委員さんに出した数字は前の数字で間違っておりました。今回、議員さんにお配りした数字が正しい数字でございます。大変申しわけございません。

議長（後藤 憲次君） いいですか。ほかにありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 済みません。通告外で大変恐縮しております。（発言する者あり）（笑声）

ちょっと議会の運営にもかかわるんですけれども、この一般会計、先ほどから議員各位、同僚の御意見を聞きますと、もうちょっと詳細な資料が欲しいというのが皆さんのお気持ちです。

私は議長にお願いして、例えば工事費、先ほど同僚の議員が減額の路線名とかいろいろ言ってきましたですね。そういったこと詳細な資料が添付できないのかというふうな話をしたら、ちょっとそういうのを出すとその情報が漏れてみたいなことをちらっとお聞きしました。その件に関して、総務部長どのような見解があるのかちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 2番議員にお答えをいたします。

以前は、例えば工事請負費の中に路線名と金額をずっと表示をしていた時代があったんですが、この分については必ず今情報公開の中で何ていいますか、業者さんがこの当初予算と補正予算等について必ずそういう情報公開に参ります。そういう関係で路線名とその金額がやはり漏れることはまずいんじゃないかということで統一をいたしまして、工事請負費を、それから備品購入費等につきましては詳細を載せないようにしています。

きょういろんな面で御指摘があったんですが、そういう外部に漏れて悪い分については今までどおりにしたいと思ってます。具体的にどういう情報が欲しいかということも議会の方でまとめてもしいたいて、そしてそれができることであれば出していきたくと。

その前に、先ほど御指摘いただきましたように、補正のどの程度まで財政課長が内容説明をするかというその辺があります。余り時間をかけてもいうようなことで余り詳細説明をしてないような状況ですが、それで時間をゆっくりかけて詳細説明をやれということであればそういうやり方もあるんじゃないかというように思ってます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そういった効率の観点から考えたらなおさら予算書とは別に資料をつけて、それは情報公開の対象になるかどうか私はわかりませんが、金額云々とか言ってるんじゃないんですよ、私たち3地域から集まってですね、以前の旧町の単位であれば大体路線名と延長ぐらい聞けば、あの箇所だなあということが安易に想像がつくんですけども、もうここに至ってよその路線名言われても、その路線名がどこなのか地区がどこなのかっていうのがさっ

ぱりわからないんですよ。

ですから、金額云々は別にして、路線名と位置図と延長ぐらいはきちっと別の資料として私は提出するべきであると思いますし、もしこの議会の場で提出できないなら、議員の調査権を持って個人個人に聞きに来いというふうなことであるのか。そのもう一回見解だけ。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 2番議員にお答えします。

できる限り……予算というのは事務局といますか担当課につきましては積み上げを持ってますので、それを精査といますか帳票にすれば問題ないんです。それで、時間的な問題もあります。ちょっと内部検討をじっくりさしていただいて、できる限り出す方向で検討してみたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ、議員にも守秘義務もちろんきちっとありますんで、そういう情報が一部の人のみで持っているとかえって危ないことになるんじゃないかなあと私は思いますので、せめて議会の議員にはきちっとした説明がつく資料、詳細資料を御提示いただけるように御検討を早急にしてください。よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 大変終わりになって申しわけないんですけど、今高橋議員から質問がありましたように、私も情報公開のことを考えて特定財源のみの質問をさしていただいたんです。いわゆる一般財源とかいろいろなことも含めると各路線名の工事費なんかがわかってくるものですから、私が質問したのは起債の関係のみで質問をさしていただいたわけです。我々にも、やはり今言われますように守秘義務もございまして、その辺はもうきちっと議員たれともやはり守らなければならないところは守っていきますんで、これだけはしておいてもいいんじゃないかという資料は提示をしていただきたいとそういうふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 16ページ、17ページをちょっと開いてくれんですか。今、同僚議員が特定財源のことを言われたんでちょっと気になるんですけども、特別給付金ちゅうのは特定財源になるんじゃないんですかね。

それと同時に、その下の17ページの受託事業収入、高速道路支弁金、これは充当するときは消防の方に充当しとったんですけども、この7万8,000円削るときはどこで削っとんんですか。その二つについて教えてください。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

まず、17ページの受託事業収入の減額の7万8,000円でございますが、当初630万円は見込みで計上しておりました。今回決定が622万2,000円ということで7万円の減額でございます。

それから、16ページの給付金でしょうか、特別給付金増額しておりますのは、これ小松寮のナシ被害の義援金でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それぞれ小松寮のところと消防費のところに入ってるんですか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

受託事業収入につきましては一般財源扱いとなっております。

それから、特別給付金につきましては……一般財源扱い、これも一般財源扱いです。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） いずれも、多分私の記憶じゃあ特定財源で、当初のときも特定財源のところで支弁金のところ上げとったんで減額するときもここで減額しなきゃあならんし、一般給付金は一般でどこでも構わないけども、特定とつけたら相手が何のために使ってくださいという指定してるわけですから、指定のところに特定財源としてやっぱり入れるという行為をきちっとしなきゃあいかんので、それはおたくの手落ちですから、今回二度と繰り返しませんということ言うておさめてください。（笑声）

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） この次から気をつけて、そのとおりにいたします。（笑声）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第11・議案第152号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第11、議案第152号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これもう保険課長に聞きません。財政の方に答えてほしいんですけども、前回特定財源で一般財源あるいは特定財源、国県支出金、支払い基金の交付金をどういうふうな財源内訳にするかちゅうことで、保険課長に言ったら保険課長の説は自分の方が正しい

んだっちゅうことで曲げないようで、今回も曲げてませんのでね、改めて財政課長にお尋ねしますけども、国県支出金の金額とこの財源内訳の国県支出金の合計合わないんですよ。そういうことについて、多分挟間のときにずうっとその担当もやってたんでわかると思うんですけども、一般的にはやっぱおかしいんじゃないですか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

いわゆる一般会計から繰り出した繰り出し金のことでしょうか。

議員（8番 西郡 均君） 話しは聞いちゃらせん。（笑声）

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。もう一回。

議員（8番 西郡 均君） 今のもあるんです。いわゆる繰越金と一般会計から持ち出した金額を問題になるんですけど、その分はまだ一言もしゃべってなかったんで改めて言いますけども、例えば今回繰越金が2億5,000万円ということで、本来一般財源のトータルは2億5,000万円以上じゃあなきゃあならんはずなんですけども、どういうわけか1億4,000万円ということとね、裏の財源内訳がですよ。そして、国県支出金の合計がこれを単純に見ましても9,700万円ということで、国県支出金のトータルが幾らかなっち見たら1億7,000万円となってるんですね。

だから、こういう書き方っち財源内訳おかしいんじゃないかと。長いこと挟間でなれ親しんだのと随分違うから、前回、前々回も保険課長に言ったら、いやこれでいいんだと、あんたの頭が間違っちゃうのじゃというような言われ方をしてるんでね、財政課長も総務部長今までなれ親しんだことのないようなこういう財源内訳の書き方をしてるんで、どうですかというふうにお尋ねしてるわけ。

財政課長大変でしょうから総務部長お願いします。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。（笑声）

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤です。

先般御指摘のとおり申し上げたとおり、これ間違いであるかないかということで県の方に確かめました。ところが間違いとは言ってませんでしたけれども好ましくない。財源内訳ですので、これはトータル的に合うとけばいいんですけども、上げ方にちょっと、議員さん言うようにその他財源、支払い基金の分はその他財源に持っていった方が適当ではないかなあということでもありますので、19年度予算におきましてはそのようにしております。

しかし、補正につきましては当初予算もこれで上げておりますんで、これを変えるとずっと最後まで変わってきますんで、今回18年度についてはこのまま最後まで行かしてほしいということとでございます。

議員（８番 西郡 均君） 聞いてくれたんやね。ありがとう。（笑声）

保険課長（佐藤 純史君） よろしく願います。

議長（後藤 憲次君） いいですかね。

議員（８番 西郡 均君） はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第 1 2 . 議案第 1 5 3 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 5 3 号平成 1 8 年度由布市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 過年度収入ということなんですけども、一般会計繰入金の精算といたしたですかね、できればそういう内訳をどういう性格のものだということを、口頭で言えばわかるようなもんなんですけども、ほかの部分も皆そうなんですけども、国・県等でわかる部分も小分けに書いていただけるとありがたいということで、これ要望だけしておきます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

#### 日程第 1 3 . 議案第 1 5 4 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 1 3、議案第 1 5 4 号平成 1 8 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

#### 日程第 1 4 . 議案第 1 5 5 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 1 4、議案第 1 5 5 号平成 1 8 年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） ここの 6 ページの次の 7 ページ以降を見てほしいんですけども、給与費明細書です。こういうのが一番わかりやすいんですね。前回いただいた 1 8 年 1 月 1 日現在というのがぴっと載っててね、そして 1 8 年 1 0 月 1 日現在こうなりますよというのが載ってるんです。

だから、先ほど総務課長が言われたように、7月1日現在に、1月1日から7月1日にこういうふうになりましたよというのが9月議会のときにいただいておれば別に何も問題ないんです。だから、模範的なのがここについてるんで、ぜひこれを参考にして、今会期中にぜひとも、9月議会に提出しなきゃあならんかった最後の添付資料ですね、早目に急いでつくって、そうして議員に配付をしていただきたいと思います。

ちなみに、この資料を見ますと公安職とか行政職二表とか技能労務職とかずうっと比較表書いてますけども、整合性がないのをまだ使ってるんで、これも検討して、この次は褒められるようにしていただきたいと思います。

以上。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第15・議案第156号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第15、議案第156号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

#### 日程第16・議案第157号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、議案第157号平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 素朴な疑問なんですけども、歳出がなくなっても歳入歳出予算補正というふうに言わなきゃあならんのかな。（笑声）

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

ちょっとこれはよくわかりませんので調査して、また後日お答えいたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

以上で各議案の質疑が終わりました。

ただいま質疑を行いました議案16件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に、また認定第19号平成17年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定については、先日の本会議で設置されました決算特別委員会に付託をいたします。

#### 日程第17．請願について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、請願についてを議題とします。

去る12月5日の本会議において、請願13件をそれぞれ所管の常任委員会に付託しましたが、その後請願1件を受理いたしております。

議会事務局長に、この請願の朗読を求めます。

事務局長（衛藤 重徳君） それでは、議会事務局長です。

それでは、請願1件について、お手元に配付の請願文書表により件名、それから請願者、紹介議員のみ朗読をいたします。なお、氏名の敬称は省略いたします。（発言する者あり） さっきの分。あれ、一番最初当初のときに配ってませんか。一番初日の日に配ってるんですか。後でちょっと確認してください。（「はい」と呼ぶ者あり） 後でまた確認します。

それでは、請願1件について朗読をいたします。

受理番号34番、件名、中山間地域等直接支払交付金過払いに関する請願書。請願者、庄内町中山間地域等直接支払制度連絡協議会会長、佐藤嘉勝、紹介議員、三重野精二、生野征平、山村博司、新井一徳、佐藤人巳、佐藤友信、佐藤郁夫、江藤明彦。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました受理番号34番の請願については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、観光経済常任委員会に付託をいたします。

議長（後藤 憲次君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。

本日はこれにて散会します。長時間御審議御苦労さまでした。

午後3時06分散会